

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 9 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 8 年 9 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 8 年 9 月 1 5 日	午前 1 0 時 3 4 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 8 年 9 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 8 年 9 月 7 日	午後 4 時 2 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	池 田 健 一 郎	出 席
7	小 井 土 哲 雄	欠 席	1 4	古 越 弘	出 席

会 議 録 署 名 議 員	4 番 徳 吉 正 博
	5 番 奥 田 敏 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	木 内 一 徳
局 長 補 佐 兼 係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	渡 辺 晴 雄
教 育 長	櫻 井 雄 一	会 計 管 理 者	内 堀 淳 志
総 務 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	内 堀 岳 夫
企 画 財 政 課 長	荻 原 春 樹	保 健 福 祉 課 長	古 畑 洋 子
町 民 課 長	荻 原 浩	建 設 水 道 課 長	大 井 政 彦
産 業 経 済 課 長	平 林 正 枝	税 務 課 長	相 澤 昇
消 防 課 長	大 井 睦 雄		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回 定例会 会議録

平成 28 年 9 月 7 日 (水)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（古越 弘君） おはようございます。これより、平成 28 年第 3 回御代田町議会議定例会を開催いたします。

早速ですが、本日、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

小井土哲雄議員。所用のため、欠席する旨の届け出がありました。

理事者側は、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

○議長（古越 弘君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） それでは書類番号. 1 をお願いいたします。

諸般の報告。平成 28 年 9 月 7 日。

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 17 件・報告 3 件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配布した陳情文書表のとおり、陳情 1 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、井田理恵議員他 5 名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員の定期監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略させていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（古越 弘君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営副委員長より報告を求めます。

五味高明議会運営副委員長。

（議会運営副委員長 五味高明君 登壇）

○議会運営副委員長（五味高明君） それでは報告します。

8月31日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成28年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案17件、報告3件の計20件であります。一般質問の通告者は6名であります。6月定例会以降提出された陳情が1件あり、受理しました。

これにより、会期は本日より9月15日までの9日間とすることに決定しました。次に、審議日程については、書類番号. 1の17ページをご覧ください。

会期及び審議予定。

第 1 日目	9 月 7 日	水曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 8 日	木曜日	午前 10 時	一般質問

第 3 日目	9 月 9 日	金曜日	午前 10 時	一般質問
第 4 日目	9 月 10 日	土曜日		議案調査
第 5 日目	9 月 11 日	日曜日		議案調査
第 6 日目	9 月 12 日	月曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	9 月 13 日	火曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	9 月 14 日	水曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	9 月 15 日	木曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

でございます。

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

18 ページをご覧ください。

常任委員会、開催日程。

総務福祉文教常任委員会

9 月 12 日 月曜日 午前 10 時 大会議室

9 月 13 日 火曜日 午前 10 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

9 月 12 日 月曜日 午前 10 時 議場

9 月 13 日 火曜日 午前 10 時 議場

となっております。

全員協議会開催日程でございます。

9 月 14 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（古越 弘君） ただいま議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 15 日までの 9 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 9 月 15 日までの 9 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（古越 弘君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

4番 徳吉 正博議員

5番 奥田 敏治議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（古越 弘君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄、大変お忙しい中にも関わらず、本議会にご出席を賜り、議会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

さて、今月30日は、御代田町が誕生して60年という節目の年の合併記念日を迎えることとなりました。御代田町のこれまでの発展は、先人の皆様の血のにじむような努力によって成し遂げられました。町民の皆様、お一人お一人に、町を代表して心からの感謝を申し上げます。そして、今を生きる私たちが、御代田町の未来に向けた確かな基盤づくりに全力を挙げる決意を新たにしたいと思います。

本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告2件、条例案2件、決算認定11件、補正予算案4件、報告事項1件の計20件です。

なお、専決処分事項の報告2件につきましては、公用車での事故と中学校の部活動中の建物破損に係る損害賠償額を定めたものです。

条例改正は2件提案しております。まず、国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険の葬祭費をこれまで3万円支給してきましたが、4月より佐久平斎場が供用開始になり、火葬場使用料が値上げしたことと、他市町村及び後期高齢者医療保険との均衡を考慮し、5万円に引き上げるための改正です。

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、建築基準法施行令の改正に伴い、厚生労働省令が改正されたことに伴うものです。

平成27年度一般関係の決算認定ですが、歳入総額は66億2,810万円で、前年度に比べ3,221万円、0.5%の減額となりました。これは世代間交流センター建設に対して交付されていた地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,000万円や、栄橋架けかえ工事のための旧まちづくり交付金1億4,200万円といった国庫支出金の減少と、前年度に繰り入れたふるさと創生基金7,750万円、メルシャン跡地等用地取得のための土地開発基金1億4,000万円など、基金繰入金が1億4,547万円減少となったことが主な要因です。

歳出総額は62億2,634万円で、前年度に比べ、6,138万円、1.0%の減額となりました。これは地方創生関連交付金を受けて実施したホームページの更新事業702万円。総合戦略策定調査分析業務598万円、空き家調査事業579万円、浅間高原アート発信事業200万円や、共通番号制度導入関連事業2,529万円など、増加要因もありましたが、役場庁舎整備基金積立金が2億円減少となったことが主な要因です。

以上、一般会計歳入歳出差引額から繰越明許により繰り越した財源を除いた3億4,938万円を平成28年度へ繰り越しました。このうち1億7,726万円につきましては、銀行等引受債の繰上償還の財源といたします。

特別会計におきましても、それぞれ旧特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、財政健全化法に基づき、監査委員の審査に付した上で、本議会において良好な比率を報告することができました。

次に平成28年度一般会計の補正予算ですが、歳入歳出それぞれ1億5,292万円を増額し、合計77億711万円とするものです。歳入の主な内容は、システム改修に対する国庫補助金として、社会保障、税番号制度システム整備費の補助金413万円、教育関連予算への指定寄付金が99万円、ここまでの収入実績から、ふるさと納税寄付金1,841万円の増額を計上しました。

また平成27年度からの繰越金、2億5,733万円を増額し、額が確定しました臨時財政対策債1,300万円や庁舎建設のための一般単独事業債1億1,400万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、ふるさと納税活用事業として、区への貸与用除雪機2台140万円、保育園遊具199万円、児童館室内遊具40万円、小学校2校の体育館ステ

ージのバトン設置 1 5 3 万円、図書館ホームページの更新 1 1 8 万円などを事業に追加いたしました。また保健福祉課の電話機の故障による入れかえとして 1 1 5 万円、ふるさと納税寄付金の増額を受けて、特定事業委託料 9 9 3 万円、基金積立金 8 4 7 万円を増額しました。

あわせて、B 型肝炎ウイルス予防接種が 1 0 月から定期接種化されるため、予防接種等医師委託料 1 3 6 万円、教育関係へと指定された寄付を受けて、小学校 2 校にひな壇を購入するため、1 1 8 万円を計上しました。

前年度の決算余剰金を地方債の繰上償還の財源とし、当初見込んでいた償還元金額に 1 億 1, 9 0 0 万円を増額しています。

特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、2 会計で総額 2 億 7, 3 8 7 万円の増額補正を計上しました。

報告 1 件につきましては、御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、原案どおりの採決をお願い申し上げます。平成 2 8 年第 3 回御代田町議会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） これより、議案を上程します。

―――日程第 5 報告第 5 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 5 報告第 5 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） おはようございます。

それでは、議案書 3 ページをお願いいたします。

報告第 5 号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年9月7日 提出
御代田町長 茂 木 祐 司

でございます。

次の4ページをご覧ください。

専第13号 専決処分書。

地方自治法180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、公用車運転中に自転車と接触した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成28年7月27日 専決
御代田町長 茂 木 祐 司

でございます。

1. 事故発生日時 平成28年4月27日。午後1時15分ごろ。

2. 事故発生場所としましては、小諸市乙女9番地12、国道141号、ローソン小諸乙女店前でございます。

3. 事故の概要でございますが、上記日時、場所において、総務課男性職員が公務中に小諸職業安定所へ向かう途中、小諸市ローソン小諸乙女店にトイレに立ち寄りまして、店の駐車場から車道へ出たところで、右車線の車の渋滞の間から飛び出てきた自転車と接触する事故を起こしまして、相手自転車の破損と1週間の打撲のけがを負わせたということでございます。

平成28年7月16日に相手との示談が成立いたしました。本事故は物損事故扱いとなっております。

損害賠償額でございますが、8万2,360円でございます。これは自賠責保険にて対応をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番 井田理恵です。

1点、文言についてお伺いしたいのですが、「公務中に」ということで、公務でということですか。その辺の確認を。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。「公務中に」ということは、公務中の時間の中で公務のために職業安定所に向かいました。その途中でトイレに行きたくなったということで、立ち寄らせていただいたということの中で起きた事故でございます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員

○2番（井田理恵君） 了解しました。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑がある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第 6 報告第 6 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 6 報告第 6 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 議案書の5ページをお願いいたします。それでは、報告いたします。

報告第 6 号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成28年9月7日 提出

次の6ページの方をお願いいたします。

専第14号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分した事項について、第1項の規

定により、御代田中学校野球部の部活動中に発生した2階屋根の破損に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成28年7月。すみません。このところは日にちが漏れているのですが、21日専決ということでお願いいたします。

1番です。事故発生の日時でございますが、平成28年6月26日、日曜日の午前10時30分ごろでございます。

2番の事故発生場所ですが、御代田町大字御代田、中学校のグラウンド北側の民家でございます。

3番の事故の概要です。上記日時、場所において、町立御代田中学校の野球部の生徒が、部活動中にフリーバッティングをしていたところ、打球がネットを越えて民家の2階屋根を破損させたものです。こちらの方、屋根の方がポリカーボネート製の屋根で、こちらの部分にボールが当たって穴を開けてしまって、そこを修繕したものでございます。

4番、損害賠償額でございますが、21万6,000円でございます。こちらは屋根の修繕料となっております。このうち、全額が全国町村会総合賠償保障保険の適用になりまして、全額保険適用となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で報告事項の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番 井田理恵です。

1点、確認をお願いいたします。内容につきまして、お願いいたします。

以前にも近隣民家玄関などに飛球の事案があったようですが、安全管理上、今後、ネットなどが基準より低いかなどと調査をしたり、改善対策案はありますか。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それではお答えします。

安全管理対策でございますが、昨年1月に1回、民家の破損事故が起きまして、

今回2件目でございます。教育委員会ではこれを受けまして、佐久市内の小中学校、それからあと、高校の野球部のグラウンドも参考に見てきました。それで御代田中学校のネットの高さが適正なのか、それとあと、方法がどういった方法があるのか、業者と話を詰めまして、今、調査検討しているところです。

いずれにしても、何らかの対策をしないといけないなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） はい、わかりました。よろしくご検討をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第67号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第7 議案第67号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第67号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてです。御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

平成28年9月7日 提出

改正理由でございますが、国民健康保険の葬祭費は被保険者が死亡した際、葬祭に対して火葬、埋葬をはじめ、葬儀の執行に必要な経費に充てていただく趣旨で、3万円を支給してきました。平成28年4月から新たに佐久平斎場が供用開始となり、火葬場使用料が値上げされ、佐久地域の市町村において葬祭費の見直しが行われ、すべての市町村が5万円とされています。

また、後期高齢者医療保険の葬祭費も5万円であることから、均衡を考慮し、当町においても葬祭費を5万円に引き上げるため、御代田町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第7条第1項中、「3万円」を「5万円」に改める。附則でございしますが、この条例は交付の日から施行し、この条例による改正後の御代田町国民健康保険条例第7条第1項の規定は、平成28年4月1日以降の葬祭に基づく葬祭費の支給について適用する。

説明は以上でございます。4月からの遡及適用については、大変遅くなってしましまして申し訳ございませんでした。ご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番 野元三夫です。

今年度に入りまして、遡及効果、日付をさかのぼって対応しなければいけない条例改正案が、今回で2件目の発生と私は認識をしているのですが、以前の条例のときの教訓を酌まれたのかどうか、庁内でどのような対応策がとられて、また今回、どのような状況で発覚をしたのか。そういう状況説明をまずお伺いしたいのと。

以前のものについては、町民課の方の、条例案の名前は忘れてしまったのですが、遡及効果が発生したかどうか。それと今回の条例案において、遡及効果が発生したかどうか。その辺の状況説明等をお願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原浩君） それでは私の方から、前回6月の定例議会で保育料の徴収条例の改正を、4月1日から遡及適用ということでお認めをいただきました。

前回、町民課で提出したものにつきましては、実は国の方の低所得者や一人親家庭の皆さんに保育料の軽減策をとるという国の施策で子ども・子育て支援法が3月31日付、平成28年、今年の3月31日付で、年度末ぎりぎりになって改正がさ

れました。

その改正通知が届いたのが、4月に入ってから各自治体に全国一斉に通知が送付されまして、この通知が4月に届いてから、町内、町の中の法規審査委員会ですとか、そういった手順を経まして、それで最短、一番近かった6月議会のところで提出せざるを得ないという、やむを得ない状況があったものでございます。

改正通知の中にも、附則のところでもこういうふうに遡及適用をしてくださいという準則が示されております。1番は、国の法律は3月31日に改正になったので、その利益を享受する皆さんに不利益が生じないように、町の条例も4月1日にさかのぼって、新年度から適用するように、附則のところも配慮してくださいという準則が届いたのが、4月に入ってからでございます。

それが今回の件と。この次の実は議案の方も同様の状況でございまして、どうしても国からの例文が届いて、全国一斉にこういうふうにしてほしいというのが届くのが、タイムラグがございまして。

それと附則の部分についても、こういうふうに全国一律で、各市町村自治体の条例を遡及適用して、町民の皆さんに不利益が生じないように条例改正をしてほしいという附則に準じて、6月の議会で遡及適用させていただいたものですので、今回の件とは全然内容が違うということはご理解をいただきたいと思っております。

次に説明するのもそういう状況でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 国民健康保険葬祭費につきましては、28年度より5万円に引き上がるためということで、当初予算にも計上してまいりまして、3月議会においても、議員の皆様にご説明したところでございます。

そこでご承認をいただきまして、本年から、先ほども説明いたしましたけれども、ほかの自治体の関係、そして後期高齢者医療の関係もございまして、住民に不利益が生じないように5万円というふうにさせていただきました。

そういった中で、条例改正につきましては失念がありまして、今回の遡及適用というふうになっています。よろしくお願いたします。

○6番（野元三夫君） 遡及された方が、対象者がいらっしやっただけか。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 人数については、3名ほどいました。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 今、ご説明いただいて、理解いたしました。遡及適用がされる条例案であっても、タイムラグでどうしても遅れてしまう条例案と、それから、課長がお答えになった、ちょっと失念してしまったということで遡及対応しなければいけない条例案があるというのは理解いたしました。

それに対しまして、役場庁内で、町独自の条例でもって遡及しなければいけない条例案の漏れをなくす対策というのは、以後どのようにされるのか。お答えください。

○議長（古越 弘君） 渡辺副町長。

（副町長 渡辺晴雄君 登壇）

○副町長（渡辺晴雄君） お答えいたします。何をもってしても、職員のまずは意識改革が第一だと思っております。ともすると、実務を優先するあまり、根拠法令を軽んじるといいますか、認識が少し甘い部分があったかと思えます。

まずその意識をしっかり持ちまして、そのうえで、まず自分の行っている業務がどういう法律、どういう条例、どういった規則に基づいているということを、きちんと認識をしていただいた上で、実務を行っていく。

そうしますと、本来ですと改正が必要なものにつきまして、漏れも、本来ならなくなっていくかと思えます。そういった研修等も含めまして、まず職員の意識を改めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 漏れのないようにきちんとチェックをしていただくことをお願いしまして、質疑を終わりにいたします。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第 8 議案第 6 8 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第 8 議案第 6 8 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原浩君） 議案書 1 0 ページをご覧くださいと思います。

議案第 6 8 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、本年 6 月 1 日付をもって、建築基準法施行令が改正施行されたことに伴いまして、厚生労働省が定める基準も改正されたため、この準則のとおり、町条例の一部を改正するものでございます。

なお、この準則につきましては、6 月 1 日付の通知文で 6 月 8 日に当町に届いております。その後、法規審査委員会の手順等を経まして、今回の 9 月議会に提案という運びになっています。

また後の方で説明いたしますが、6 月 1 日、建築基準法の施行令の改正日にさかのぼりまして、遡及適用をするものでございます。

主な改正点は 2 点ございます。1 点目は建築基準法施行令第 1 2 3 条第 3 項の号番号の改正に伴う号ずれの整理でございます。2 点目は定員 6 人から 1 9 人までの小規模保育事業、または事業所内の保育事業を建物の 4 階以上部屋で実施する場合に、排煙設備が階段室にあっても、一定の条件を満たせば、小規模保育事業が認められると緩和されたものです。

当面の間は、当町にこの小規模保育事業ですとか、事業所内保育事業の予定はありませんが、準則に基づきまして、条例で基準を改めておく必要がありますので、提出するものでございます。

次の 1 1 ページは改正文となっております。改正文最後の方に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、建築基準法施行令の施行日と同じ平成 2 8 年 6 月 1 日から適用するものでございます。

次の 1 2 ページから 1 5 ページまでは新旧対照表でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

―――日程第9 議案第69号 平成27年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第9 議案第69号 平成27年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の16ページをお開きください。

議案第69号 平成27年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明をさせていただきます。

別冊決算書の6ページから13ページの歳入歳出決算書款項別集計表、こちらにつきましては、本日、説明の資料をつけさせていただいてございます資料番号1により行いたいと思います。ご用意の方をお願いいたします。

平成27年度一般会計決算状況ということで、お示しをさせていただいてございます。平成26年度から繰越明許により繰り越した15事業の事業費を含んだ平成27年度の決算総額につきましては、2ページの一番下になりますが、歳入で66億2,810万6,000円で、前年に比べまして、3,221万8,000円、比率にしまして0.5%減少をしております。

また、歳出ですが、こちらは4ページの一番下になります。62億2,634万円で、6,138万9,000円、1.0%減少をしております。また、最終予算額、67億936万3,000円に対する執行率につきましては、歳入で98.8%、歳出では92.8%となっております。

町長の招集あいさつにもございましたが、歳入の主な減少要因でございます世代間交流センター建設に対して交付されていた地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,000万円、あるいは26年度から27年度に繰越をして実施をしました旧まちづくり交付金事業の交付金1億4,200万円、こういった国庫支出金の減少、あるいはメルシャン跡地用地取得の土地開発基金1億4,000万円など、基金の繰入金が1億4,547万5,000円ほど、減少したことによるものでございます。

歳出の主な減少要因につきましては、地方創生関連交付金を受けて実施をしましたホームページの更新事業702万円、あるいは総合戦略策定調査分析業務委託料598万1,000円、空き家調査事業579万円ですとか、昨年度、こちらにも新たに事業着手をしました、ふるさと納税特典事業1,238万5,000円。こういった増加の要因がございましたが、役場庁舎整備基金への積立金、こちらが26年度では3億200万円ほどございましたが、昨年につきましては、1億200万円ということで、2億円の減少と、こちらが一番大きな要因となっております。

それと、歳入を科目構成別に見ますと、款1の町税、こちらが35.1%、款10の地方交付税21.2%、2ページの14款の国庫支出金が9.1%、一番下の町債は8.8%、こういった順番になりまして、前年比、構成比に比べますと、町税で1.7ポイント、国庫支出金で1.2ポイント、地方債で1.4ポイント減少したといった状況になってございます。

また、歳入の自主財源といわれています町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入は、31億7,760万8,000円で、全体に対する構成比47.9%となっております。

また、依存財源といわれています2款の地方譲与税から、11款交通安全対策特別交付金、あるいは国県の支出金、地方債、こういったものにつきましては、34億5,049万7,000円ということで、構成比52.1%となっております。

自主財源につきましては、基金からの繰入金が増えたこと、あるいは依存財源は、国庫支出金の、あるいは地方債が増えたことによる主な要因でございます。

それでは、歳入の増減理由等、主なものについて、ご説明をさせていただきます。

はじめに、款1の町税23億2,578万6,000円で、前年に比べまして、

9, 832万2, 000円、4.4%増加をしております。このなかで、固定資産税につきましては、3,464万6,000円の減少はあったところでございますが、個人住民税で4,050万6,000円、法人町民税では8,827万8,000円増加しております。

徴収率は現年分で99.5%、昨年比べて0.1ポイント、アップをしております。こちらは過去最高であった平成元年度と同率となっているところでございます。滞納繰越分につきましては10.1%で、全体では94.3%となっております。こちら0.9ポイント、向上をしたところでございます。

続きまして、款6の地方消費税交付金2億8,310万5,000円となっております。1億1,289万5,000円増加をしております。平成26年4月、税率が5%から8%に改正されたということで、27年度が満額交付になった初年度というところで、増となっております。

7款のゴルフ場利用税交付金1,862万5,000円で、前年に比べまして、7.4%減少をしております。町内に2社あります大浅間ゴルフクラブでは81万6,000円、グランディ軽井沢ゴルフクラブでは66万7,000円と、それぞれ減少をしているところでございます。

款10の地方交付税でございます。14億586万3,000円で、前年に比べまして、447万4,000円、0.3%の減少となっております。

内訳につきましては、普通交付税で50万4,000円増加をしておりますが、特別交付税で497万8,000円、減少をしております。

この結果、財政力指数でございますが、0.590と、前年度0.582から0.008ポイント増えている状況となっております。

一番下の12款の分担金、負担金9,564万9,000円で、こちらも13.1%減少をしております。管外保育負担金等の減少によるものでございまして、徴収率ですが、保育料等の現年分で99.6%となっております。こちら0.1ポイント、向上をしております。

2ページにお願いいたします。13 使用料、手数料は8,367万円で、こちらも1.5%減少をしております。町営住宅使用料の減少が、主な要因となっております。使用料の徴収率で、住宅使用料等の現年分、こちらは99.8%となっております。こちら0.1ポイント、向上をしております。

14款 国庫支出金6億157万8,000円で、こちらは12.5%減少をしてございます。26年度にあった世代間交流センターの建設に係る交付金、旧まちづくり交付金の減少が要因となっております。15款の県支出金では、4億4,708万6,000円となっております。こちらは逆に10.1%増加をしてございます。こちらでも26年度より繰り越して実施をしました豪雪災害による農作物等の災害緊急対策事業の補助金、こちらの増が要因となっております。

款16 財産収入1,940万1,000円で、31.4%増加をしてございます。主な要因でございますが、物品売払収入、こちらが前年に比べまして、548万2,000円減少しましたが、基金の預金利子で120万円、土地の売払収入で870万9,000円、増加をしてございます。

款17の寄付金2,414万円で、前年に比べまして、2,987%増加をしてございます。金額にしますと、2,335万8,000円の増となっております。こちらはふるさと納税寄付金の増が主な要因でございます。返礼品を送ることにしました特典事業の開始に伴いまして、大きく増額となっております。

款18 繰入金は、2億4,318万円で、39%減少でございます。26年度の用地取得によります土地開発基金からの繰入金を1億4,000万円実施しておりましたが、こちらが減少になったことによるものです。

21款の町債、5億8,370万円で、13.9%の減少ということでございます。要因としますと、臨時財政対策債5,100万円、あるいは、こちらでも26年度から繰り越して実施をしました緊急防災・減災事業債6,820万円の減少によるものでございます。

その他で前年度を上回った収入につきましては、交付金では自動車取得税交付金、あるいは地方特例交付金、繰越金などが増加となっております。また、下回ったものとししますと、交付金では配当割交付金、諸収入などがそれぞれ減少をしてございます。

続きまして、歳出に入ります。科目別の構成を見ますと、民生費が27.6%と一番大きくなってございます。続いて総務費で16.1、公債費12.5、土木費11.0と、このような順番になってございます。

歳出の主な増減理由でございますが、款1の議会費では8,955万5,000円で、4.4%増加となっております。こちらは議員共済費の増額が要因とな

っております。

款2の総務費は、1億453万7,000円で、8.5%減少しました。こちらは先ほども申しましたが、役場庁舎の整備基金2億円の減少が一番大きなものとなっております。

款3 民生費17億1,917万9,000円で、9.2%増加となっております。主なものとしましては、社会資本整備総合交付金を受けて実施をしております東原児童館の新築事業としまして、用地購入、あるいは同交付金を受けて実施しました大林児童館の増築事業の増加によるものでございます。

款4 衛生費6億2,809万5,000円、41.5%と大きな増となっております。こちらは、本年4月に開所をしております新斎場の建設の負担金で、1億8,955万1,000円と大きく増加したことによるものでございます。

款5の労働費につきましては、ほぼ前年と同額となっております。

款6の農林水産業費は、4億5,362万2,000円で、12.6%増となっております。歳入で申し上げたとおり、豪雪災害に伴う農作物等の災害緊急対策事業補助金7,870万7,000円、増加したと。26年度からの繰越事業でございます。

款7の商工費では、8,572万6,000円で31.3%、こちらも大きな伸びとなっております。地域消費喚起・生活支援型交付金を受けまして実施をいたしましたプレミアム商品券事業、こちらは2,351万9,000円でございますが、この事業実施によるものでございます。

款8 土木費では、6億8,310万7,000円で、32%減少となっております。こちらは26年度実施をいたしました繰越明許のまちづくり交付金事業、内容はしなの鉄道の栄橋架け替え工事の減少等によるものでございます。

続きまして、4ページにいていただきまして、消防費です。2億5,184万2,000円で、6.7%減少をしております。消防団員の退職報償金で、872万1,000円の減、あるいは佐久広域連合の消防本部費1,407万2,000円の減少が要因となっております。

款10 教育費5億2,945万7,000円で、10.1%の減少となっております。減少の要因としましては、26年度、こちらも実施をいたしました南小学校の大規模改造工事完了によりまして、減少でございます。

款11の災害復旧費426万円です。いずれも大きな災害がございませんでしたが、町単独の災害復旧費で、それぞれ農林水産の施設で47万4,000円、公共土木施設で13万5,000円増加となっております。

款12の公債費7億7,637万2,000円で、3.9%増加をしております。こちらは平成21年度より実施をいたしましたまちづくり交付金事業、あるいは中学校の建設事業の元金償還が増加しております、増加の要因となっております。

それでは、決算書の方をお願いします。14ページをお開きください。

歳入歳出差引残高ですが、4億176万6,040円となっております。以上が27年度の一般会計決算の概要でございます。

続きまして、決算書198ページをお開き、お願いします。こちら、一般会計の実質収支に関する調書となっております。単位は1,000円となっております。歳入総額は66億2,810万6,000円、歳出総額につきましては62億2,634万円で、歳入総額から歳出総額を引きました差引額は、4億176万6,000円となっております。

このうち、4番の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、(2)の繰越明許費の繰越額、10事業で5,238万円となっております、3番の歳入歳出差引額からこの4番の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました5番の実質収支額につきましては、3億4,938万6,000円となっております、平成28年度へ繰越をしております。この後、説明をさせていただきます28年度の一般会計補正予算におきまして、残額を増額補正させていただいているところでございます。

6番の実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金につきましては、本年度財政調整基金への繰入は行わないで、全額を繰り越しております。なお、平成28年度におきまして、町が借り入れております町債の繰上償還の費用に充てることとしてございます。よろしくお願いたします。

説明は以上です。

○議長（古越 弘君） 質疑に入る前に、この際、暫時休憩します。

（午前11時01分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番 市村千恵子です。

それでは、3点お聞きしたいと思います。

この決算書の、まずは21ページ、歳入なんですけれども、ここに分担金、負担金の中で保育料ということが出ています。延長保育料負担というのも出ていますが、この27年度決算においては、27年3月31日に子ども・子育て支援法が一部改正されまして、施行されたのに伴って、御代田町の保育料徴収条例も改正されて、保育時間が11時間保育というのを基準にしたことによって、延長保育料が今まであったわけですが、その辺も減額とかになっていると思うのですが。

また更には、軽減というか、多子世帯への県の補助なども始まった27年度だったように思います。

そういう中で、諸々の制度改正の中での保育料、それから延長保育料というのは、どのくらい軽減になったのか、1点お聞きしたいと思います。

次が、143ページになります。143ページで歳出の方の目4ですね。社会資本整備総合交付金事業費ということで、橋梁修繕事業経費が2,855万7,934円となっています。当初は8,170万円計上されていたわけですが、これが次への翌年度繰越ということで、1,600万ほどあります。

この27年度実施された橋梁修繕の中身ですね。それから繰越明許は、こういった内容のものなのか。路線なのか。橋ですかね。

この橋梁維持補修というのが、23年度から実施されて、当町で管理しているのが57橋というふうな説明があったと思うのですが、この27年度、この段階におきまして、整備率というか、どの程度までいっているのか、それともまた、今後の見通しはどうかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、151ページの住宅費になると思います。5の住宅費になるんですが、説明、備考欄の方で、地域住民生活等緊急支援交付金事業というところで、空家調査事業委託料というのが579万9,600円というのが決算額として出ています。

この調査結果と、それから27年度から空き家バンクも始めていくという中でのその状況をお願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、1点目の保育料の関係について、お答えをいたします。

市村議員がおっしゃいましたとおり、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴いまして、当町の保育料徴収条例を一部改正いたしました。

改正点は3点で、1点目は保育料の算定方法の改正でございます。これまでは所得税をもとに算定していましたが、平成27年度からは町民税をもとに算定することとなり、これにあわせて、年少扶養控除は加味しなくなりました。

2点目は保護者の勤務形態に応じまして、保育標準時間が11時間となり、8時間の保育短時間という認定区分ができました。

3点目は県の多子世帯軽減施策を導入いたしました。これは同時入園ではない第3子以降の児童に対して、1人当たり6,000円を上限として軽減するものでございます。多子世帯軽減につきましても、対象者が66人、軽減額が376万8,200円の軽減となりました。

平成26年度の決算額と平成27年度の決算額を単純に比較しますと、保育料の収入額は496万5,330円。これは増加しております。延長保育料の収入額は384万7,480円の減少となっております。これをあわせると、111万7,850円の増加ということになっておりますが、園児数が331名から347名と、16名増加していることもございまして、特に保育料につきましても、単純に決算額の比較では負担軽減効果としての数字には表れておりません。

そこで、平成27年度の保育料算定方法を平成26年度改正前の旧算定基準で再計算してみますと、保育料の調定額、こちらは調定額でございますが、年額9,137万8,000円ということになります。平成27年度の調定額と比較しますと、897万2,530円の減少となります。この減少額の中には、多子世帯の軽減額も含まれております。

同様に、延長保育料の調定額、こちらの方も再計算してみますと、年額564万

6, 620円となりまして、平成27年度の調定額と比較して、526万1,480円の減少ということになります。

以上のとおり、保育料調定額の減少額と、延長保育料調定額の減少額を合わせますと、1,423万4,010円の保護者の負担軽減効果ということになっております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、園児数の増加等もございまして、決算額につきましては平成26年度の決算額より増加しているということは押さえておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 私の方では、2点目の橋梁修繕の関係で、ご説明いたします。

平成27年度ですが、大谷地1号橋、東原橋など、4橋の点検補修設計業務等、面替橋、湯川橋、濁川橋の補修工事等を予定しておりましたが、国費の4,050万円で事業要望をしましたところ、国土交通省から実際に決定された決定額2,840万7,000円ということで、要望額の7割という結果を受けました。

大谷地1号橋ほか、2橋の補修設計と面替橋、湯川橋の補修工事を行っております。濁川橋につきましては、架け替え工事及び電柱移転に伴う中部電力ほか2社との小諸ガスの移転補償を行っているところでございます。

繰越明許費1,600万円の内容ですが、濁川橋の架け替え工事が年度内に完成できないということによる次年度工事費分の1,300万円と本工事に伴いますところの小諸都市ガスのガス管移設工事の補償費300万円でございます。なお、その濁川橋の工事は、28年7月26日に完成しました。

橋梁補修工事の整備率についてでございますが、御代田町が所管する56基の橋梁のうち、54基が橋梁長寿命化計画により、社会資本整備総合交付金の対象となっております。そのうちの27基が、平成22年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、国土交通省の交付金を受けて、補修工事を逐次行っているところでございます。

この修繕計画に基づく橋梁27基に対しまして、補修工事が完了している橋梁は、

故郷大橋、露切橋、塩野山橋等の比較的大きい橋の7基が完了し、27年度末の整備率は約26%になります。また、補修設計や補修工事に事業着手している橋梁、大谷地1号橋、また新幹線をわたる跨線橋の第1から第5の児玉BO橋等の12基の橋梁に事業着手しているところでございます。

したがいまして、今後の見通しもということでございますが、平成28年度は7基の補修工事を予定しているところでございますので、28年度末には累計14基の補修工事が完了したことで、整備率が約52%となる予定でございます。

続きまして、3点目の空き家調査の調査結果ということでございます。空き家バンクの状況は企画財政課の方で、また報告いたします。調査結果でございますが、町内の家屋について、水道利用に関するデータとゼンリンの保有するデータの2項目により、空き家であろうと思われる家屋を抽出し、外観目視による現地調査を行ったところでございます。現地確認によって、空き家と想定された場合には、ランク付けを行ったところでございますが、Aランク、Bランク、Cランクというふうに分かれております。

Aランクにつきましては、小規模の修繕により、再利用が可能。Bランク判定は、損傷は見られるが、当面の危険性はない。Cランク判定は、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しいというものでございます。

それと、空き家の意向調査等も行いました。空き家と想定された家屋の持ち主へアンケート調査を実施して、利用や解体、修繕の予定があるのか。賃貸等が可能なのか等の回答をいただいたところでございます。

それをもって取りまとめを行ったところですが、町内の空き家軒数や個別の状況、持ち主の意向などを取りまとめ、データベース化し、今後の対策のための検討材料、資料を作成しました。調査した建物の棟数、家屋にかかる課税データ等をもととして使用しましたが、工場、店舗、アパート等、全部、すべてにおいて調査したところ、1万2,000強棟ありました。そのうちの空き家として判定された建物が、398棟。調査建物のうち、およそ3.3%にあたります。空き家判定398棟のうち、一戸建て住宅が251棟、63.1%、次いで住宅の附属屋が89棟で22.4%でございます。

先ほどのランク判定の結果でございますが、Aランクが319棟、Bランクが63棟、Cランクが16棟でございます。BとCを合わせた2割の建物が、そのまま放

置しておく危険とか、衛生上も不適切になる恐れがあるという判断がされております。B、Cが比較的多かったのは、塩野区、馬瀬口区、西軽井沢区、面替区の順番でございます。

次に、地区別に見た空き家の割合や棟数でございますが、空き家の割合が高かったのは、旭町、面替区、馬瀬口区の順番となっております。低いのは寺沢区、広戸区、清万区となっております。空き家の戸数自体が多かったのは馬瀬口区の75棟、塩野区の69棟、西軽井沢区の50棟、向原区の28棟でございます。

所有者の意向については、空き家の可能性が高いと判断された398棟のうち、所有者棟が判明した235軒、約59%について、意向調査を実施しました。回答いただけたのは、そのうちの132軒ということで、回答率が56.2%でございます。

その結果、所有者の年齢は、ほとんど50代以上となっております。空き家となった理由としては、別の住宅へ転居したことや、所有者が死亡もしくは高齢で転居したことが大半を占めております。

所有者のうち、住宅を使用しているというものは69軒、使用していないのは60軒となっております。使用している場合は、住まいはほかにあり、住宅以外の目的で使用している方が最も多い状況でございました。

使用の頻度は月に1回以上という回答が半数以上でございます。建物の状態でございますが、半数以上が何らかの修繕が必要等の回答がある一方で、その修繕を行う意向はないという大多数を占めております。

維持管理については、行っている方がやや多い傾向となっております。維持管理を行わない理由は、遠方の方がほとんどで、それと費用が高いということが多くを占めているところでございます。

利活用につきましては、利活用したい、条件次第で利活用したいという意向が62%ございました。

空き家に関して必要な制度として回答が多かったものは、取り壊しの支援もありましたし、有効活用の情報提供、相談窓口。それと公的機関による、借上活用、空き家バンク等の物件情報の提供制度などございました。空き家バンクのことについてもお聞きしましたが、約半数の方が興味があると答えています。

調査結果につきましては、以上でございます。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原 春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原 春樹君） それでは、私の方からは、空き家バンクの登録の状況について、ご説明をいたします。

3月末の現在で、登録の依頼のあった件数5軒、うち登録件数、登録となった件数は4件となっていました。また、利用登録依頼件数、そちらの方は5件ありまして、売買の成立件数は1件、商談中の件数は1件、不成立が3件となっておりまして、

本年9月の現状につきましても、報告をさせていただきます。登録の依頼件数が2件増えまして7件、うち登録件数も2件増の6件となっておりまして。それと、利用登録依頼件数は1件増の6件でございまして、残念ながら成立件数は3月と同数1件となっておりまして。商談中の件数につきましても、1件増えまして2件。不成立は3月と同数の3件となっておりまして。

現在につきましては、先ほど建設水道課長からありましたが、空き家調査事業のアンケート結果で、空き家バンクに興味があるといった回答を受けて、その皆様方に通知を出して、登録促進に向けた準備をしているところなんです。この空き家バンク登録に際しましては、既に使えないようなものについては難しいという中で、現在、現地確認等をした上で通知を出したいということで、現状確認の作業をしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 1点確認したいのですが、保育料の関係だったのですが。子ども・子育て支援法の改正で、保育料徴収のもととなるのが、所得税ではなく町民税ということになったとおっしゃったのですが、そのなかで年少扶養控除が加味されなくなったというお話だったのですが、年少扶養控除はこの段階においてはもう廃止されているものではないでしょうか。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。特別控除の中に年少扶養控除があったわ

けですが、当時、最初は所得税算定ということで、年少扶養控除も含まれて、所得税が算定されますので、それに基づいて保育料が定められていたということでございまして、27年度については、その年少扶養控除、なくなった云々というのではありませんけれど、それは町民税の方には加味されなくなったので、それは除外された中での町民税を基準にして算定されているということでございます。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

よろしいですか。

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第70号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第10 議案第70号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の17ページをお開きください。議案第70号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。別冊の決算書の199ページをお開きください。

こちらは平成27年度の御代田財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。次の200ページをお願いいたします。歳入歳出決算書款項別集計表でございます。

はじめに歳入。

款1 財産収入、項1 財産運用収入。右のページへいっていただきまして、収入済額347万2,327円となっております。内訳は土地の貸付料が300万円。基金の預金利子が47万2,327円となっております。その下の項2 財産売却収入。収入済額が223万8,235円でございます。雪窓保育園の駐車場用地の売却代となっております。

款 2 繰入金。項 1 基金繰入金、収入済額 6 2 0 万円で、財政調整基金からの繰入金であります。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、9 2 万 3, 1 4 2 円となっておりまして、平成 2 6 年度からの繰越金です。

款 4 諸収入の収入はございませんでした。歳入合計予算現額 1, 2 8 3 万 3, 0 0 0 円に対しまして、収入済額 1, 2 8 3 万 3, 7 0 4 円の収入で、執行率は 1 0 0 % となっております。

2 0 2 ページをお開きください。歳出の状況でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費。右側の支出済額でございますが、1, 2 3 5 万 4, 4 4 4 円となっております。内訳は、財産区有地の管理委託料としまして 4 0 0 万円。財産区有地の下刈りの委託料としまして 6 4 0 万円の支出。こちらが主なものでございます。そのほか、財政調整基金への積立金、利子分でございますが、5 0 万円の積立、あるいは委員報酬の支出が主なものでございます。

款 2 の予備費は、こちら充当等はございませんでした。

歳出合計予算現額 1, 2 8 3 万 3, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 1, 2 3 5 万 4, 4 4 4 円の支出となっておりまして、執行率は 9 6 . 3 % となっております。

続きまして、2 0 4 ページ、次のページをお願いいたします。歳入歳出の差引額でございますが、4 7 万 9, 2 6 0 円となっておりまして、こちらは決算内容につきましては、平成 2 8 年 8 月 1 8 日の御代田財産区管理会におきまして、同意を得ているところでございます。

続きまして、2 1 0 ページをお願いいたします。御代田財産区の実質収支に関する調書です。歳入総額 1, 2 8 3 万 3, 0 0 0 円。歳出総額は 1, 2 3 5 万 4, 0 0 0 円。歳入歳出差引額 4 7 万 9, 0 0 0 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支が 4 7 万 9, 0 0 0 円でございます。こちら全額 2 8 年度の会計へ繰り越してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第 1 1 議案第 7 1 号 平成 2 7 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について――

○議長(古越 弘君) 日程第 1 1 議案第 7 1 号 平成 2 7 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 7 1 号 平成 2 7 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。こちらにも別冊決算書の 2 1 1 ページをお願いいたします。

こちらにも小沼地区財産管理の特別会計歳入歳出決算書となっております。1 枚おめくりいただきまして、2 1 2 ページからご説明をいたします。歳入歳出決算書の款項別集計表となっております。

歳入。款 1 財産収入、項 1 財産運用収入。右側の収入済額 6 万 9, 9 6 8 円となっております。こちらは土地貸付料と基金の預金利子の収入でございます。項 2 の財産売払収入は、収入はございませんでした。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金。3 1 0 万円の収入でこちらは財政調整基金からの繰入金でございます。

款 3、項 1 の繰越金 5 0 万 6 5 円の収入となっております。平成 2 6 年度からの繰越金です。

款 4 諸収入、こちらにも収入はございませんでした。

歳入合計、予算現額 3 6 7 万 1, 0 0 0 円に対しまして、収入済額、3 6 7 万 3 3 円となっております。1 0 0 % の収入でございます。

2 1 4 ページをお願いいたします。歳出の内容でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 3 1 6 万 2 6 1 円でございます、

主な内容を申し上げますと、林野管理委託料としまして、194万5,000円、委員の報酬81万7,200円、そのほか、財政調整基金への利子分の積立として10万円、こちらが主なものでございます。

款2の予備費、こちらの充当はございませんでした。

歳出合計、予算現額367万1,000円に対しまして、支出済額316万261円となっております。執行率は86.1%でございました。

1枚おめくりいただきまして、216ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額50万9,772円でございます。こちら決算内容につきまして、28年8月19日の小沼地区財産管理委員会で同意をいただいております。

続きまして、222ページをお願いいたします。実質収支に関する調書となっております。歳入総額367万円、歳出総額は316万円でございます。歳入歳出差引額は50万9,000円となっております。こちら四捨五入により計算してございます処理の関係でプラスマイナス合いませんが、実質収支額としまして、この歳入歳出差引額同額50万9,000円となっております。こちら28年度へ全額繰越をしてございます。説明は以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第72号 平成27年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第12 議案第72号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書19ページをお願いいたします。

議案第72号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出いたします。決算書の224ページをお願いいたします。歳入歳出決算款項別集計表でご説明いたします。

款1、項1 国民健康保険税でございます。歳入済額4億5,595万8,092円でございます。前年度に比べまして、725万2,000円ほど、1.6%の減となっております。こちらは、退職被保険者の減少分でございます。現年課税分の徴収率は96.6%でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料でございますが、こちらは督促手数料といたしまして、31万3,300円でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金でございます。3億1,632万、8,923円で、こちら、前年に比べまして、療養給付費が伸びなかったということで、977万円ほど、3%の減となっております。項2 国庫補助金でございます。調整交付金が主なもので、9,975万1,000円でございます。

款4 県支出金、項1 県負担金でございます。こちらは高額医療共同事業負担金と特定健康診査負担金でございます。1,334万9,688円でございます。項2 県補助金でございます。こちらにも財政調整交付金が主なもので、9,605万円でございます。

款5、項1 療養給付費交付金でございます。7,214万5,112円で、こちらでございますけれども、やはり退職者の療養給付費でございます。社会保険支払報酬基金から交付されておりますけれども、こちらにも退職被保険者の減少によりまして、前年度に比べますと、798万8,000円ほど、10%の減となっております。

款6、項1 前期高齢者交付金でございますが、3億4,424万2,898円でございます。

款7、項1 共同事業交付金でございます。3億8,934万1,274円で、こちらは高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金でございますが、保険財政共同安定化事業交付金の対象が1件30万円を超える医療費から、27年度より1円以上すべての医療費に拡大したため、前年度に比べまして、1億7,945万円の増となっております。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金でございます。1 億 4, 7 3 7 万 4, 7 5 9 円で、こちら一般会計から保健指導事業繰入金、安定化対策事業繰入金、保健基盤安定繰入金が主なものとなっております、軽減対象者の拡大によりまして、2, 5 7 2 万 2, 0 0 0 円、2 1 %の増となっております。

款 1 0、項 1 繰越金でございますけれども、繰越金額でございますが、1 億 9, 8 9 8 万 2, 2 5 5 円で、前年度に比べまして、1 億 2, 1 7 6 万 6, 0 0 0 円ほどの増となっております。

款 1 1 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料は、延滞金としまして 2 0 0 万 8, 8 4 7 円、項 2 の受託事業収入でございますけれども、こちらは個別検診の個人の負担金としまして 2 7 万円。項 3 雑入でございますけれども、1 1 3 万 9, 8 3 2 円となっております、こちらは例年並みでございます。

収入合計でございますが、2 1 億 3, 7 2 5 万 5, 9 8 0 円でございます。

続きまして、2 2 6 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費でございます。歳出済額でございますが、4 2 0 万 7, 5 6 5 円となっております。項 2 徴税費でございますが、こちらは 3 2 6 万 3, 5 3 3 円でございます。項 3 運営協議会費でございますが、3 万円でございます。こちらは国保運営協議会会員の報酬でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費でございますが、9 億 3, 4 9 7 万 2, 0 6 9 円で、前年度より 2, 0 1 5 万 4, 0 0 0 円、2. 1 %の減でございます。項 2 高額療養費でございますが、1 億 2, 6 2 0 万 5, 8 3 8 円で、前年度よりもこちら 1, 3 7 9 万 1, 0 0 0 円ほど、9. 9 %の減となっております。項 3 出産育児一時金でございますが、5 0 2 万 6, 1 0 0 円で、1 2 件分でございます。項 4 葬祭費でございますが、3 0 万円で 1 0 件分でございます。

款 3、項 1 後期高齢者支援金等でございますが、2 億 4, 0 9 3 万 3, 9 5 1 円でございます。

款 4、項 1 前期高齢者納付金でございます。1 6 万 9, 7 6 3 円でございます。

款 5、項 1 老人保健拠出金でございますが、事務費の拠出ということで、8, 0 7 2 円でございます。

款 6、項 1 介護納付金でございます。1 億 4 8 7 万 8, 8 6 2 円で、前年度より 4 9 4 万 3, 0 0 0 円、4. 5 %の減となっております。

款7、項1 共同事業拠出金でございますが、4億2,189万2,633円で、こちらで前年度より2億4,075万1,000円の増となっております。こちらにつきましては、高額療養費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。増額の理由につきましては、歳入で説明したとおりでございます。

款8 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費でございますが、868万4,699円でございます。項2 保健事業費でございますが、1,631万9,667円でございます。

款10 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金でございますが、2,408万6,848円で、こちらは療養給付費、国庫負担金返還金が主なものでございます。

款11、項1 予備費については支出がありませんでした。

歳出合計でございますが、18億9,097万9,600円でございます。

続きまして、228ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額でございますが、2億4,627万6,380円でございます。

続きまして、252ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額でございますが、21億3,725万5,000円、歳出総額18億9,097万9,000円。歳入歳出差引残額2億4,627万6,000円でございます。翌年度に繰り越すべき財源はございません。実質収支でございますが、2億4,627万6,000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第73号 平成27年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第13 議案第73号 平成27年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは議案書20ページをお願いいたします。

議案第73号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出をいたします。

決算書254ページをお願いいたします。歳入歳出決算款項別集計表でご説明をいたします。

歳入でございます。款1、項1 介護保険料でございます。歳入済額2億3,206万8,096円で、こちらは対象者の増加、介護保険料区分の変更がございまして、6段階から9段階に変更になっておりまして、高所得者の負担が増えたため、前年度より3,422万4,000円、17.3%の増となっております。現年度徴収率は98.85%でございます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金でございます。514万2,620円で介護予防事業の負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料でございます。督促の手数料といたしまして、5万3,500円でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金でございます。1億6,658万9,448円で、介護給付費負担金で前年度より給付費が伸びなかったため、340万1,000円、2%の減でございます。項2 国庫補助金でございますが、5,680万2,319円で、調整交付金等地域支援事業交付金でございます。

款5、項1 支払基金交付金でございますが、2億5,308万1,761円で、こちらは介護給付費交付金地域支援事業の交付金でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金でございますが、1億2,857万3,979円、こちら介護給付費の県負担金でございます。項2 県補助金でございますが、838万8,411円、こちらは地域支援事業の交付金でございます。

款7 財産収入、項1 財産運用収入でございますが、基金の利子としまして、2万3,055円でございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金でございますが、1 億 3, 7 0 6 万 3, 0 0 0 円でございます。こちらは一般会計から介護給付費、地域支援事業への繰入でございます。前年度より介護給付費が伸びなかったため、4 6 1 万 8, 0 0 0 円の 3. 3%の減でございます。

款 9、項 1 繰越金でございますが、5, 1 4 1 万 5, 0 5 0 円でございます。

款 1 0 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料。延滞金としまして、1, 4 0 0 円でございます。項 2 サービス収入でございますが、1 3 6 万 3, 9 8 0 円でございます。こちらは要支援 1、2 の方の居宅介護予防事業のサービス計画費でございます。項 3 雑入については収入がありませんでした。

収入合計でございますが、1 0 億 4, 0 5 6 万 6, 6 1 9 円でございます。

続きまして、2 5 6 ページ、歳出でございます。

款 1、項 1 総務費でございますが、歳出済額 1, 7 0 1 万 9, 1 7 1 円で、こちらは認定調査費の賃金等になっております。

款 2、項 1 保険給付費でございますが、8 億 8, 1 5 6 万 6, 9 6 6 円。こちら前年度に比べまして、7 4 6 万 6, 0 0 0 円ほどの減となっております。

款 3 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費でございますが、3, 0 5 8 万 2, 7 5 2 円で、前年度より 5 2 7 万円ほどの増となっております。こちらは地域包括支援センターの運営経費とコーディネーター配置等によるものが主なものでございます。項 3 介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、2, 6 0 1 万 2, 8 5 7 円でございます。こちら、第 6 期計画によりまして、平成 2 7 年度より開始したサービス事業費で、住民主体のサービス等が含まれています。項 4 一般介護予防事業でございますが、1 7 2 万 4, 5 5 4 円で、こちらは介護予防普及の啓発事業等でございます。

款 4、項 1 基金積立金でございますが、3, 0 0 5 万円でございます。

款 5、項 1 諸支出金でございますが、1, 1 4 5 万 7, 0 9 5 円で、こちらは保険料等の還付経費でございます。

款 8、項 1 予備費については支出がありませんでした。

歳出合計でございますが、9 億 9, 8 4 1 万 3, 3 9 5 円でございます。

続きまして、2 5 8 ページをお願いします。歳入歳出差引残額でございますが、4, 2 1 5 万 3, 2 2 4 円でございます。

続きまして、280ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額でございますが、10億4,056万6,000円、歳出総額9億9,841万3,000円、差引残額でございますが、4,215万3,000円でございます。翌年度に繰り越すべき財源はございません。

実質収支額でございますが、4,215万3,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

以上で提案理由の説明を終わり、質疑に関しては、午後行います。

昼食のため、休憩します。

（午前12時05分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第74号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

日程第14 議案第74号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書21ページをお願いいたします。

議案第74号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について、ご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出をいたします。

決算書の282ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表でご説明をいたします。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。収入済額、9,167万9,500円、75歳以上の被保険者の保険料でございます。対象者が増えたため、前年度に比べまして、111万1,000円、1.2%の増となっております。現年度徴収率は98.36%でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料。督促手数料といたしまして、3万900円でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金でございますが、3,305万円でございます。事務費、保険基盤安定保険事業費等に対する繰入でございます。

款4、項1 繰越金でございますが、前年度からの繰越金は76万3,120円でございます。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料は5,700円でございます。項2 償還金及び還付加算金はありませんでした。項3 雑入でございますが、216万7,234円でございます。人間ドックに対する特別調整交付金、健診事業等の広域連合への支出金等でございます。

歳入合計1億2,769万6,454円でございます。

続きまして、284ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費は、歳出額でございますが、145万9,805円でございます。こちらは委託料、通信運搬費等でございます。項2 徴収費でございますが、35万955円でございます。

款2、項1 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1億2,296万2,515円でございます。前年度に比べまして、332万3,000円、2.8%の増となっております。

款3 保険事業費、項1 健診事業費でございますが、135万3,280円でございます。後期高齢者の健診委託料でございます。項2 保健事業費でございます。99万円でございます。こちらは人間ドックの補助金等でございます。

款４ 諸支出金、項１ 償還金及び還付加算金はありませんでした。

歳出合計でございますが、１億２，７１１万６，５５５円でございます。

続きまして、２８６ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額でございますが、５７万９，８９９円でございます。

続きまして、２９６ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額でございますが、１億２，７６９万６，０００円。歳出総額１億２，７１１万６，０００円。歳入歳出差引額５７万９，０００円、翌年度に繰り越すべき財源はございません。実質収支額でございますが、５７万９，０００円となっております。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第１５ 議案第７５号 平成２７年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第１５ 議案第７５号 平成２７年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） それでは、議案書の２２ページをお開きください。議案第７５号 平成２７年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。別冊決算書の２９８ページ、２９９ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計歳

入でございます。

款 1 県支出金、項 1 県補助金でございますが、収入済額が 2 1 万 9, 0 0 0 円でございます。償還推進事務費に対する 4 分の 3 補助でございます。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金でございますが、一般会計から 5 4 1 万円収入済額となっております、

款 3 繰越金ですが 3, 4 6 9 円、平成 2 6 年度からの繰越でございます。

款 4 諸収入、項 1 貸付金元利収入でございますが、収入済額が 1 2 0 万 9, 0 4 8 円、こちらは改修 4 件、宅地取得資金 1 7 件、新築 1 7 件でございます。

項 2 延滞金、加算金及び過料につきましては、収入はございません。

したがいまして、歳入合計が 6 8 4 万 1, 5 1 7 円でございます。

次の 3 0 0 ページと 3 0 1 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 住宅費、支出済額が 3 1 万 9 0 6 円でございます。口振手数料、切手等の事務費になります。

款 2 公債費でございますが、支出済額が 6 5 2 万 8, 9 5 2 円、こちらは起債元金利息、償還金等でございます。

したがいまして、歳出合計が 6 8 3 万 9, 8 5 8 円でございます。

次の 3 0 2 ページをお開きください。歳入歳出差引残額は 1, 6 5 9 円を平成 2 8 年度へ繰り越します。

続きまして、3 0 8 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額 6 8 4 万 1, 0 0 0 円、2. 歳出総額 6 8 3 万 9, 0 0 0 円、3. 歳入歳出差引額が 1, 0 0 0 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがいまして、実質収支額は 1, 0 0 0 円となっております。

以上のとおり、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（2 番 井田理恵君 登壇）

○2 番（井田理恵君） 議席番号 2 番 井田理恵です。

決算書の今開いてある 3 0 4 ページと 3 0 5 ページの住宅の会計なのですけれ

ども、款4の諸収入、項1 貸付金元利収入、節の部分で調定額に対して、償還金による収入済額の割合が1%以下ですけれども、監査委員の意見書にもありますけれども、滞納額の増加傾向ということでしょうか。実情を説明いただければと思います。

大井建設水道課長。

茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 住宅新築資金の貸付事業につきまして、ご質問をいただいておりますけれども、この間の住宅新築資金の貸付事業における取り組みなどについて、全体像をご理解いただく上で、私の方から、最初に説明をさせていただきます。

この事業は、同和対策事業として、同和関係者の居住環境の整備を目的として、町が住宅建設などへの資金を貸し付ける事業として行われてまいりましたが、現在は返済だけの事業となっております。この事業につきましては、今お話がありましたとおり、滞納の増ということがございます。

私が町長に就任した10年前に、この問題につきまして、滞納をいかに解決していくのかということで、取り組んでまいりました。2年間にわたって滞納者を訪問するなどして、返済の促進を図ってまいりました。

こうした取り組みの中でわかってきたことは、住宅新築資金の貸付事業につきましては、例えばその時点で、この資金を活用して建てたはずの住宅がないという案件もあり、住宅建設ではなくて、他の用途でこの資金を使ってしまったという事例までありました。行方不明。この方は行方不明ということでした。

それから、滞納者の何人かからいわれたのは、この資金は返さなくてよいということや、部落解放同盟の関係者からそういう話があったということや、この事業につきましては、連帯保証人がありますけれども、本来、連帯保証人というものは、滞納した場合の連帯をすることになってはいますけれども、相互にといいますか、借りる人が相互に署名をし合っていて、その連帯保証人としての役割、その責任が果たせる状況にはない。こうした中で、この事業が進められてきた。非常にある意味、でたらめといえますか、そういう状況でこの事業が進められてきたということも分かってまいりました。

滞納者の皆さんの状況でいいますと、高齢で、また生活保護を受けていたりする

方も多くて、なかなか月々の返済も厳しいという状況もわかってまいりました。したがって、この事業につきましては、返済する能力のない方々にも貸し付けていたのではないかという問題点もあるわけです。

こうした中で、どのように滞納を減らしていくのかということでもありますけれども、例えば税務課での滞納に対する対応につきましては、預金調査なども行う権限があり、また差し押さえも行って、滞納の解決を行っていますが、今回の町が個々に資金を貸しつけている事業につきましては、預金調査もすることができませんし、差し押さえもすることができないという状況であります。したがって、これにつきましては返済をお願いしていくというほかはないという、こういう現状があります。

この事業が極めて異常な形で進められてきてはおりますけれども、いずれにしても私の責任として、返済だけとなってしまっている事業でありますけれども、なんとか解決していかなければならないと思っております。

以上、この間、私として取り組んできたこの事業の内容について説明させていただきました、今のご説明の点については、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） では、私の方からは、具体的な決算の数字について、説明いたします。

貸付金元利収入の収入済額につきましては、現年分が79万7,000円で、徴収率が13.05%です。前年度の138万8,000円と比べまして、6.32ポイントの減となりました。滞繰分は41万1,000円で、徴収率が0.28%でございます。前年度の44万5,000円と比べまして、0.03ポイントの減となりました。毎年、調定額に対して収入済額が少ないわけですが、現年分の調定額を比較しますと、平成25年度が735万1,000円、26年度が716万5,000円、27年度が611万4,000円と、年々減少しております。

本事業の貸付対象件数につきましては、先ほども申しましたが、住宅改修資金が4件で前年度と同じ、宅地取得資金が17件で、こちらも同じでございます。住宅

新築資金は17件で、前年度から1件減となっております。

滞納者には督促状、電話督促、臨場等によりまして、債権回収を実施したところでございます。滞納額の増加傾向に歯止めをかけるということは非常に厳しい状況となっておりますが、現年分の平成32年7月最終納期までは、これまでと同様に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 昨年度の決算を見たときに、私もそれに気づきませんで、質問ができなかったので、本年度、同じような流れでいたので、お聞きいたしました。以前からのそうした懸案事項ということで、取り組んでいただくということで、ぜひお願いします。

そして、ということで、それを今、確認できたのですけれども、そうしますとやはり、ここで言ういいかあれですけれども、含み損というか、不納欠損になるような可能性もあるということなのではないでしょうか。

○議長（古越 弘君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 今、担当課長から説明がありましたように、この事業については、平成32年をもって終了することになります。私どもとしては、いずれにしても可能な限りの滞納の解決に取り組むということは当然のことですけれども、最終的には32年のときに、残されたものをどうするのかということについては、それについてはまた対応を考える必要がありますけれども、現状としてはかなり厳しい状況にあるということは、ご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 承知しました。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

―――日程第16 議案第76号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第16 議案第76号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題します。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書23ページをお開きください。議案第76号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。別冊決算書の310ページと311ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。公共下水道事業特別会計、歳入でございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、収入済額が1,649万2,687円でございます。受益者負担金でございます。不納欠損額が1,438万2,400円でございます。こちらは税に準じて時効による不納欠損2件、15万4,000円と廃業法人1件の1,123万2,000円でございます。

それと、続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 使用料。収入済額が2億9,255万7,356円でございます。下水道料金でございます。項2 手数料、収入済額が27万1,300円。指定工事店申請手数料、督促手数料等でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金でございますが、今回、収入済額はございません。社会資本整備総合交付金の全額繰越によるもので、浄化管理センターの長寿命化耐震補強工事でございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金でございますが、1億9,944万6,000円で一般会計から繰り入れてございます。

款5 繰越金、収入済額が214万8,774円、26年度からの繰入でございます。

款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料で、収入済額は46万640円でございます。項2 雑入でございますが、金抜設計手数料、消費税還付金等で、445万6,900円でございます。

款7 町債、資本費平準化債などで1億4,600万円でございます。

したがいまして、歳入合計は収入済額6億6,183万3,657円でございます。

続きまして、312ページ、313ページをご覧ください。歳出でございます。

款1 土木費、項1 都市計画費。支出済額が1億6,160万1,559円でございます。施設管理委託料、汚泥処理負担金、電気料等が主なものでございます。

続きまして、款2 公債費、支出済額が4億9,503万8,639円でございますが、起債元金、利息、償還金でございます。

款3 予備費はございませんでした。

歳出合計は支出済額6億5,664万198円でございます。

続きまして、次の314ページをご覧ください。歳入歳出差引残額は519万3,459円を平成28年度へ繰越いたします。

続きまして、326ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額6億6,183万3,000円、2. 歳出総額6億5,664万円、3. 歳入歳出差引額が519万3,000円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は130万円でございます。したがいまして、5の実質収支額は、389万3,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 確認を1点お願いします。

今の決算書の310、311ページで、歳入ですが。款1 分担金及び負担金、款2 使用料及び手数料で、不納欠損額が本年1,438万2,400円になっております。昨年は893万7,496円でした。それに対して、額は年によりもちろん上下すると思うのですが、昨年、手数料負担金、使用料と手数料、212万6,756円が今年は0になっているのですが、その内訳というか、仕組みを教えてください。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

まず、款1 分担金及び負担金の不納欠損額の内容でございますが、議員さんがおっしゃるとおり、年度によって上下するというにはあるわけでございますが、公共下水道の整備地域におきまして、受益者負担金の話ですが、下水道の利益を受ける方々に受益者負担金というものが賦課されます。

塩野地区におきましては、賦課内容については同じものですが、他の地域の公共下水道事業と事業が異なりまして、特定環境保全公共下水道事業という別事業であることから、受益者分担金という名称になります。受益者分担金につきましては、受益を受ける土地の面積に対し、650円が付加されます。納期は下水道が整備された翌年度の賦課決定年度から原則5年間のうちに1年に4回、合計20回でお支払いいただいております。

今回の3件の不納欠損につきましては、執行停止中の時効消滅によるものが主でございます。平成22年2月納期以前に賦課されたもので、地方税法第18条の滞納処分規定によりまして、法定納期から5年経過した債権を対象といたしました。時効を迎える平成22年2月以前の債権について、すべてが時効消滅するのではなく、平成17年度から平成22年にかけて、不動産差押により時効が中断している債権もあるため、調査いたしまして、1,138万2,400円を処理させていただいたものでございます。

この3件につきましては、5カ年のうちの途中までは納付いただいておりますが、1件は大きな受益免責を持っていた廃業法人でございまして、平成22年度から廃業し、破産管財人もいないため、残りの金額1,423万2,000円を欠損処理させていただきました。

今回の不納欠損は、この1件の廃業法人のほとんどを占めております。ほかの2件につきましては個人になりますが、滞納処分できる財産がないことなどから、執行停止を行い、15万4,000円を欠損処理させていただいたものでございます。

款2 使用料及び手数料の今年の内容ということでございますが、使用料の不納欠損につきましては、平成24年度から説明していきますと、24年度は行方不明者など12件で、30万6,187円、25年度が相続人不存在2件、廃業法人2

件、行方不明者など28件で70万2,341円というふうに、ここ数年、少額ではございますが、欠損処理してきた経過がございます。

昨年度はかなり大口の滞納者につきまして踏み込みまして、相続人不存在が3件、廃業法人4件、執行停止、昨年度と申しましても26年度ですが、廃業法人4件、執行停止の3年継続が13件、執行停止中の時効24件の、差し押さえる財産などが何もないという状態で、まったく納付ができる見込みがない不良債権であります212万6,756円を欠損処理いたしました。

平成27年度におきましては、給与調査や財産調査、差し押さえ等を更に強化しました。預貯金の差し押さえも執行し、約90万円を換価したということでございます。現年の徴収率も上がっておりまして、昨年、不良債権がある程度処理できたということから、収納状況を見た上で、今回、欠損処理を見合わせていただくことにしました。

今後、給水停止のタイミングを活用した下水道関係滞納者との折衝や、滞納整理月間を設けまして、1年を通して取り組むことで、徴収率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 承知しました。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第77号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第17 議案第77号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書24ページをお開きください。

議案第77号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。別冊決算書の328ページと329ページをお開きください。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。農業集落排水事業特別会計歳入でございます。

款1 分担金及び負担金、項1 分担金。収入済額が39万5,832円。草越・広戸事業組合からの受益者負担金でございます。修繕費の7%相当になります。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料。収入済額が880万56円でございます。下水道使用料でございます。項2 使用料2,000円。督促手数料でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金は2,280万2,000円で一般会計からの繰入となっております。

款4 繰越金、平成26年度から95万4,875円でございます。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料でございますが、1,000円。延滞金となっております。雑入の方はございませんでした。したがって、歳入合計が3,295万5,763円でございます。

次の330ページと331ページをご覧ください。歳出でございます。

款1 農林水産業費、項1 農地費。支出済額が1,456万2,077円でございます。主に光熱費と施設管理委託料、そして、修繕費となっております。処理場の防食散気管の修繕工事が主なものでございます。款2 公債費。支出済額が1,737万2,794円でございます。起債元金利息償還金でございます。

款3 予備費につきましてはございません。

歳出合計は3,193万4,871円ございました。

次の332ページをご覧ください。歳入歳出差引残額は102万892円を平成28年度へ繰越いたします。

続きまして、338ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は3,295万5,000円。2. 歳出総額は3,193万4,000円、歳入歳出差引額が102万円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源の方はございませんでした。よって、実質収支額は102万円でございます。

以上のとおり、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第78号 平成27年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第18 議案第78号 平成27年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書25ページをお開きください。議案第78号 平成27年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。決算書の340ページと341ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。個別排水処理施設整備事業特別会計歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料。収入済額が555万4,434円。施設の使用料となっております。項2 手数料。収入済額が1,500円。督促手数料でございます。

款2 繰入金。項1 他会計繰入金は、一般会計から496万2,000円の収入済額となっております。

款3 繰越金は、平成26年度から119万7,603円の収入済額となっております。

款4 諸収入はございませんでした。

したがって、歳入合計は1,171万5,537円でございます。

次の342ページ、343ページをご覧ください。

歳出でございますが、款1 衛生費、項1 保健衛生費。支出済額は537万5,466円。施設管理委託料が主なものでございます。款2 公債費。こちらにつきましては、起債元金利息償還金等で支出済額が590万8,828円でございます。

款3 予備費につきましてはございませんでした。

歳出合計は1,128万4,294円でございます。

次の344ページをご覧ください。歳入歳出差引残額でございますが、43万1,243円を平成28年度へ繰越いたします。

続きまして、350ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額が1,171万5,000円、2. 歳出総額が1,128万4,000円、3. 歳入歳出差引額が43万1,000円。繰り越す財源はございませんので、実質収支額は43万1,000円のままということでございます。

以上のとおり、ご審議の方をよろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第79号 平成27年度御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第19 議案第79号 平成27年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書26ページをお開きください。

議案第79号 平成27年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、資料番号5がございます。こちらで説明させていただきたいと思っております。地方公営企業法で定められておりますところの決算書は、別冊のとおりでございますが、本決算書は新会計基準によりますところの運用システムに完全移行しているもので、その概要につきましては、お手元の別紙資料番号5の平成27年度御代田小沼水道事業決算状況で説明します。

2の営業成績、3の資金収支状況は、消費税込みの決算額と当年度、当初の予算額等を記載したものでございます。達成率は現予算額に対する決算額の比率としてございます。

議員の皆様もご存じではございますが、御代田町簡易水道事業と小沼地区簡易水道事業は、地方公営企業法の定めるところにより、平成26年度からこの2者が統合し、御代田小沼水道事業として発足いたしました。

公営企業としての2年目の業務活動の結果につきましては、1 給水業務に記載のとおりでございました。年度末の給水戸数は3,224戸で、年間有収水量は約76万立方メートルでございます。近年におかれましては、節水機器の普及などによりまして、若干減少傾向となっております。

次に経営成績でございますが、営業収益は1億6,801万2,000円余で、当期純利益は1,763万3,000円余でございました。上から順に説明いたしますと、営業収益の1億6,801万2,969円は、主たる営業活動から生ずる収益で、水道使用料、消火栓管理料等が主なものでございます。

営業費用の1億5,942万3,774円は主たる営業活動から生ずる費用で、人件費、受水費、光熱費、光熱費、修繕費、検針委託料等が主なものでございませぬ。

営業利益は営業収益と営業費用の収支で、858万9,195円でございます。営業外収益の2,180万1,944円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益で、基金積立利息、減価償却、補助金相当額が主なものでございます。

これは過去に水道事業として改良に充てるために受けた補助金を分割計上するよう定められていることによるものでございます。営業外費用の1,275万7,215円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用で、企業債利息等がこれにあたります。経常利益は営業利益に営業

外収益と営業外費用の収支を加えたもので、1,763万3,924円でございます。特別利益は当年度の経常的収益から除外すべき利益で、該当はございません。特別損失も同様に該当がありません。当期純利益は経常利益に特別利益と特別損失の収支を加えたもので、1,763万3,924円でございます。

以上の経営成績を受けて、当年度の資金状況は、3の資金収支状況に記載のとおりでございます。上から順番に説明いたしますと、期首資金残の7億7,672万2,633円は、当初予算額に対し、人事異動や賞与引当金を要したことにより、補正したものでございます。期末資金残は8億75万8,030円でございます。経常収入の1億8,981万4,913円は、給水費、給水手数料、長期前受金、戻入等でございます。経常収支支出の1億7,218万989円は、浄水給水費、減価償却費、企業債取扱諸費等でございます。

経常収支差額はプラス1,763万3,924円でございます。資本的収入の1,263万6,000円は新規加入金等でございます。資本的支出の4,628万1,280円は建設改良費と企業債償還金等でございます。

資本的収支差額は、マイナス3,364万5,280円でございます。

したがいまして、経常収支はプラス、資本的収支はマイナスとなりましたが、当初予算説明のとおり、資本的収支のマイナスは経常収支の資金の中から当年度分の損益勘定留保資金で保留されることとなっております。資金面での問題はございませんでした。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概況を説明させていただきましたが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして、平成27年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。監査委員より審査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員（泉 喜久男君） 代表監査委員の泉でございます。監査委員を代表いたしまして、平成27年度の決算審査の結果を、ここにご報告申し上げたいと思っております。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より審査を付されました、平成27年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は別冊の御代田町歳入歳出決算審査意見書ということでお手元に配布させていただいております。決算審査意見書は、第1 審査の概要、第2 審査の結果、第3 決算概況、第4 審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4について、ご報告させていただきます。

第1に審査の概要であります。まず、平成27年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでいます。特別会計の詳細は決算審査意見書の最終ページ裏側から1枚めくっていただいたところに記載してございます。

これら審査対象について、第一次的には去る7月29日と8月1日に事務局による予備審査を行いました。その後、土日を除き、8月2日から8月8日まで、私と議会選出の笹沢監査委員による本審査を行いました。

この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、1 これら決算書等は法令に準拠して作成されているか。2 決算書の計数は正確であるか。3 予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。4 歳入歳出に関する事務は法令に適合し、適正になされているか。5 財産の管理は適正になされているか。等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿、及び証書類を視査により照合することといたしました。

なお、基金に関する預金証書等々はすべて2人の監査委員が立ち会って、実物を実査しております。更に決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必

要に応じ、証券類の実査や金融機関への残高確認等を行いました。なお、定期監査及び例月現金出納検査の結果もあわせ考慮して、審査をいたしたところでございます。

次は審査の結果であります。ただいま申し上げた審査手続の結果、一般会計、及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり、決算書等は正確かつ適正に作成されておりました。事務の執行についても、適正に処理されていると認めたところであり、すなわち、第1に決算書等の法定順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認めました。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿、及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法241条の定めによる運用目的の、御代田町土地開発基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めたとを申し添えたいと存じます。

以上が決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

次に決算審査等を行いました過程での私ども監査委員の全般的所見を述べさせていただきますこととなります。先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これに代えさせていただきますことをご了承ください。

審査講評では7点ほどお話しした次第ですが、審査講評に先立ち、平成26年度の決算審査報告において、クラインガルテン事業の一部の事務の執行を除き適切であったという限定意見となりましたことは、まことに残念の極みであった旨を申し上げました。更に、限定意見とした理由について、考えに考えあぐねて文書を作成したことも、結果として関係者の皆さんに、限定意見の重要性をご理解いただけなかったのではないかと危惧の念をあらわした次第です。また、このような問題については、他課のことだからと傍観することなく、町行政の問題として、職員全員の課題としてとらえていただきたいと思いますとも申し述べました。

決算審査は職員の皆さんからの説明と、これに対する質問、及び1年間の帳票類のチェック、更には現金出納検査と定期監査の結果を総合勘案して実施したところ

であります。その過程での問題点等については、その都度、質問したりいたしました。幹部職員の講評では7項目の所感を申し上げるにとどめました。なお、これらの所感は多分に抽象化されているものもありますが、それぞれの背景には具体的な問題があったことを、念のため申し添えました。

なお、例年のことではあります。課ごとの個別の疑問や問題点についても、決算審査の結論への影響の度合いに鑑み、その都度ご注意申し上げたり、説明を求めたりしており、改めて取り上げておりません。決算審査の場には、2万5,000点近い歳出関係の伝票が持ち込まれており、その一部を視査により点検しただけでも、多くの疑問票がありました。80冊近いファイルの約4分の1について通査いたしました。その余にも重大ではないが、疑問票があったかもしれない旨をご注意申し上げます。

さて、決算審査講評の第1は、窓口の職員が日々直面する「現金の受領」に関することでもあります。職員の多くは日常的に手数料、使用料等の現金を受領していますが、職員の皆さんには現金の受領権原があると意識しているのでしょうか。現金出納検査の場でこの点について関係者に質問をしました。

基本的には、現金の出納保管は会計管理者に限られています。しかし、会計管理者のみが現金を受領できるということでは実務上、問題があることはいまありません。このため、町長は会計管理者の事務を補助する「出納員」を置くことができることとされ、この出納員と会計管理者が現金の出納の任にあたることとなります。ちなみに出納員は、おおむね課長さんクラスの方が任命されています。

この時点では、出納員でない一般職員には現金受領の権原はなく、窓口で町民から現金を受領することはできません。更に、現実的事務に即応するために考えられたのが、「分任出納員」制度です。出納員は出納員としての仕事の一部を部下に委任することができることとされ、多くの職員が現金の収納をできるのは、上司である出納員から受領権限の委任を受けた分任出納員だからであります。

なお、現金出納員という用語もありますが、これは「その他の会計職員」、会計課の人がこれにあたりますけれども、会計管理者の名において、現金を収受する場合に使用される用語で、自己の名において受領証を発行することはできません。ちなみに出納員は町長が任命しますが、任命されただけでは現金の収受はまだできません。会計管理者の命を受けて、現金の収受ができることとなります。日々当然の

このように、窓口業務として現金を受領していますが、そこにはそれなりの権原があることを理解するべきであると喚起いたしたところでございます。

所感の第2は、「法人成りと正当債権者」についてお話ししました。期中の現金出納検査において、個人事業者が死亡した場合の支払手続の対応について質問いたしました。ちなみにこれについての回答は、会計管理者によれば、金融機関の対応に準じているとのことでした。

金融機関の対応は、遺産分割協議書を持ってこないと言金を引き出せないということになっています。ところがその翌月、支払関係の伝票を通査していたところ、いわゆる法人成り企業の支払伝票がありました。添付された請求書には個人営業から法人に変わっただけとの先入観からか、個人営業の期間について、法人から請求がなされていました。個人営業の債権は、無条件で法人成りの新法人の債権となることはありません。本来的には個人営業の請負債権については、個人が請求し、当該個人が正当債権者として支払いを受けるべきで、個人と法人の間には、法人同士の合併と異なり、継続性が全くないことを留意すべきである旨、申し上げました。

仮に当該個人が死亡した場合には、当該個人に対する町の債務は、死亡した個人の被相続財産となり、相続人の合意による遺産分割協議書に記載された正当債権者の請求による支払いがなされるべきであります。

実質的に事業を引き継いだ法人成り法人が、正当債権者になるわけではありません。違法であっても誰からも苦情はないからというような考え方は、行政に携わる職員の皆さんのとるべきスタンスではない旨を申し上げました。

3番目に「資格の時代」について、申し上げました。現在はいろいろな分野で資格制度があり、「資格の時代」ともいわれています。国家試験に始まり、民間の資格も多々あり、ありとあらゆる分野で資格制度があります。ちなみに国家資格だけでも約200あるそうで、これらの資格を得るには、ある分野についてそれなりの知識と経験が必要になります。先ほど申し上げたクラインガルテンの問題も、要因はいろいろとありましたが、担当者に当該プロジェクトを遂行するための知識と経験が欠けたことも原因ではないでしょうか。

ところで、建設水道課では、安全安心な水の供給という町民生活にとって必要不可欠な業務を担当しております。この上水道事業は2年前から公営企業として、独立の企業体となり、その会計については、複式簿記を基本とする企業会計制度に準

ずる発生主義会計を導入することとなりました。

町の会計制度は単式簿記を基本とする収支会計です。そのため、担当者は財務ソフトによる記帳を行うにしても、決算に際しては、複式簿記を基本とする発生主義会計の知識が不可欠です。担当者はそれなりに努力をし、会計知識の研鑽に努めていますが、毎年のように4月1日付で人事異動があり、複式簿記の知識を勉強した者から簿記の知識のない者が担任することになります。もちろん第一次的な決算集計は財務ソフトにより行われますが、決算整理事項という肝心要の部分は、担当者の会計知識によるところが大であります。人事異動の立案にあたっては、後任者の知識、経験をも調査の上、業務に支障のないようお願いしたいものであります。

このため、人事担当者はもちろん、管理職の皆さんには、部下の隠れた才能についても、日ごろから情報を集めておくことが必要ではないでしょうか。このことから公営企業の担当者のみならず、建設水道課の皆さんがどのような資格を持っているかを調べてもらいました。その結果、予想外の人が予想外の資格を持っている例もありました。業務とは関係なくとも、このような隠れた才能も、いつの日か業務に反映されるよう要望したところであります。

第4は「速記録と議事録」について申し上げました。世の中ではいろいろな会議が行われています。当町においても、町議会を筆頭に、審議会や委員会が開催されます。開催された会議の結果を将来に残すため、議事録の作成が行われております。

国会では、明治23年の第1回衆議院通常会から、議事速記録として審議の経過が公表されています。この国会の速記録にならい、地方議会でも速記録を作成するのが慣行になっているようであります。

これに対して一般社会では、議事録を作成し、そこにいつどこでだれが何について審議したか、更には議事の経過の要領と結果を記載するのが通例であります。最近はこの過程を電磁的記憶媒体で記録し、これにより議事録を作成する例が一般的になっております。

昔はテープレコーダーでテープを使っていましたが、今はテープを使っていませんものですから、法律等では電磁的記憶媒体というのをを用いているようであります。もちろん、この記憶媒体から速記録を作成することもできますが、審議過程における発言は論理的かつ不可欠なものでなければなりません。残念ながらときにはこれに反する不適切なものもなきにしもあらずです。また速記録には網羅的に記載は

されていますが、逆に要領よく審議過程を情報伝達することはできません。

このようなことから、御代田町においても法定また慣習として、速記録が求められている場合を除き、先ほど申し上げた議事録を作成されることを要望いたします。なお、ただいま申し上げたことと、電磁的記憶媒体の記録そのものも、将来的に保存しておくこととは別問題であることを申し添えたところでございます。

5番目は「区制度」に関するものです。当町に隣接する小諸市では、有識者の答申を受けて、同市の地縁団体である区政度について改革を進めるようです。基本的には68ある区を認可地縁団体に準ずるように、組織体制の統一と内容の充実を図ろうとするもののようです。ここにいう「認可地縁団体」というのは、地方自治法260条の2に規定する地縁団体のことで、規約に所定の事項を定めることが認可の条件になっています。

御代田町にも、御代田町の区長に関する規定により、「区」としての地縁団体がありますが、現在のところ認可地縁団体はありません。逆の言い方をすれば、認可地縁団体にふさわしい体系的な規約を備えていないのかもしれませんが。本来ならば、町の規定による「区」ですから、統一的な規約を有するのは望ましいはずですが、統一化はなされていません。これについては、町民自治を標榜する御代田町として、担当課が今以上に指導に力を入れるべきではないでしょうか。

各区はそのほとんどが補助金受給団体や指定管理者に該当していますから、その組織も規約も、それにふさわしい統一的なものである必要があると考えます。町職員の多くは御代田町の町民であり、いずれかの区民でもあるようです。町の担当課の指導もさることながら、区民として総会等において内部から組織の充実に参画してもらいたい旨の要望をいたしました。

6番目は「長期振興計画」を取り上げました。町の第5次長期振興計画は、平成27年度に策定されました。全208ページの大冊で、関係者の労苦が推察されるものでした。第5次ですから、当然に第4次長期振興計画もあります。そこで第4次振興計画の事後評価について、担当者に質問をいたしました。残念ながら、第4次計画のまとまった事後評価、すなわちチェックデータはありませんでした。つまりPDCAのチェックがなされていないことになります。

さて、今から60年以上前に、我が国の生産部門に品質管理運動が導入されました。当初は生産物であるハードに適用されていましたが、その後、サービス部門や

経理等、いわゆるソフト面にも適用されるようになり、全社的なTQC運動となりました。そこに導入された管理技法はPDSでした。しかし我が国では、「S」のSeeが、軽い「見る」と理解する傾向にあるので、このPDSの「S」をCheck and Actionに改め、現在のPDCAになりました。

なお、我が国のTQC活動の生みの親といわれる石川馨先生は、武蔵工業大学の学長にもなられた方です。議員さんの中には同校の出身者が複数いらっしゃいますので、本日のご報告では一部省略も考えましたが、僭越ではありますが、今から40年前の講習会やテキストから学んだことをベースに述べさせていただきました。

したがって、このようなPDCAの趣旨からも、第5次長期振興計画を作成するアクションの前段として、第4次長期振興計画の評価がなければなりません。国では今から15年前に、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を制定し、行政評価の義務づけを行いました。もちろんこの法律にいう行政機関には、地方公共団体は含まれておりません。しかし、その趣旨は尊重されるべきで、その後の各種の法令改正に多くの行政評価制度の導入がなされています。

もちろん第5次長期振興計画を作成するにあたっては、第4次長期振興計画について、全体的な見直しをしたはずですが、しかし、長期振興計画は多分に具体性に欠け、更に数値目標の少ないこともあり、事後評価が困難であったことも推察されます。長期振興計画に限らず、日々の計画立案にあたっては、極力数値目標を掲げるようにしていただきたいと要望したところでございます。

最後に、改めてなぜ監査が行われるかにつき、重ねて申し上げ、平成27年度の決算審査の講評を終わることといたします。本件については、平成27年度の監査講評の冒頭で、監査とは何かという表題で申し上げたところであります。

我々が何か広い意味で仕事を行う場合に、自分ひとりでそれを成し遂げることがあります。この場合には、仕事の遂行過程から結果までも承知していますので、反省または自己点検があるわけではないでしょうか。これに対して、この仕事を誰かに依頼した場合にはどうでしょうか。仕事を依頼するにあたり、当初説明した仕事の内容を間違いなく遂行したか、その結果は当初の期待どおりだったかを、仕事を引き受けたものから報告を聞かなければなりません。仕事を引き受けた受託者が少ない段階では、そこには監査の語源である「聞く」というauditがあっても、監査人に相当するauditorはいまだ存在していません。

しかし、仕事量が増え、仕事の依頼先が増大すると、本人に直接仕事の成果をチェックするのは、いづくして困難極まりません。そこで、聞くという仕事を第三者に担当してもらうこととなります。先のauditorの登場となります。

過去の決算審査講評で申し上げたとおり、国の行政は国民の負託により行われるように、町の行政は町民の負託によるものであります。町民の負託により日々の業務を遂行する職員の皆さんには、説明責任、いわゆるアカウンタビリティがあり、その説明をauditorである監査委員に行うこととなります。

ただ、皆様の説明、職員の皆さんの説明には、あれをやった、これをやったがほとんどで、こういう問題があったということはまずありません。いわば、自己評価60点以上のものばかりで、60点未満のものについてのコメントはありません。

監査委員監査は、会計検査院の検査や内部監査と異なり、追及の場ではありませんので、今後はぜひ目標未達のものについても開示されるよう、最後に要望したところであります。

決算審査の所見は以上であります。決算審査の最終日に、笹沢議員ともども、数カ所の現場視察を行いました。新庁舎の建設予定地を視察して、改めて新庁舎入り口が整備されるにつけ、進入路の横に貸家があるのを見て、違和感がありました。借地の返還による結果とのことですが、今さらながらと感じざるを得ませんでした。

常々申し上げているように、監査委員は過去形の仕事をしていますので、将来について意見を言う立場にはありませんが、しかし、新庁舎建設にあたっては、過去の経験を糧にして、形式的でない実質的に機能する建設委員会を通じ、つつがなく大型プロジェクトを完遂されるよう、心から期待いたしました。これにより、将来の監査委員の業務の軽減が期待されるからである旨を申し上げ、決算審査の講評を終わったところでございます。

引き続きまして、公営企業会計に関する決算審査について申し上げます。公営企業の決算審査意見書はこれまた別冊になってございます。平成26年度から御代田簡易水道事業と小沼簡易水道事業が統合され、御代田小沼水道事業という公営企業体として発足しました。

このため、平成26年度は、先ほどご報告いたしました御代田町一般会計等の決算審査に加え、御代田小沼水道事業に関する決算についても、私ども監査委員に審査の依頼がありました。

決算審査にあたりましては、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、特に発生主義会計の面から、決算整理事項に審査の重点を置きました。御代田小沼水道事業におきましては、毎月の月次出納検査の際に、月次決算を含む事業概況の説明を受けており、これら諸情報をも参考に決算審査を行いました。

その結果、第1に決算書等の法令順守の正確性であります。審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに付属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行です。予算及び事務の執行、並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、資金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、普段の流動資金につきましては、会計管理者に管理を依頼しておりますので、会計管理者から、管理して預かっているものの証明書を入手いたしております。

決算の結論はただいま申し上げたとおりになりますが、その基礎となった決算の概況については、先ほど建設水道課長からも説明がありましたが、簡単に申し上げます。

御代田簡易水道事業と小沼地区簡易水道事業は、地方公営企業法の定めるところにより、平成26年度よりこの2者が統合して、御代田小沼水道事業として発足し、2年が経過しました。公営企業として2年度の業務活動の結果は、年度末の給水戸数が3,224戸、その年間有給水量は75万6,000 m^3 でした。近年の節約機器の普及とアパートの新設により、大口ユーザーの増加などにより、有収給水量は期待するほど伸びておりません。

次に営業成績は、消費税抜きで営業収益が1億5,500万円余り。当期純利益は9,475万円余りで、前年比減収減益となりました。営業外収益の部には、長期前受金の戻入として1,900万ほど載っていますが、これも先ほど、建設水道課長からの説明がありましたように、過去にいただいた補助金を分割して区画整理をするという公営企業法の定めによるものであります。

経営成績の利益よりも資金的にやっていけないという、黒字倒産というのが世間ではままあることではありますが、当年度の資金状況は営業収支はプラス、資本収支はマイナスとなっており、しかし、資本収支のマイナスは営業収支の資金で補充さ

れておりますので、資金残は2,400万ほど増加しており、資金面からの不安はございません。

次に、御代田小沼水道事業の決算審査を終えての所感を、一般会計同様、3点ほど簡単に申し上げたいと存じます。

第1に、御代田小沼水道事業会計は、複式簿記による事業会計に準じて行われています。今年4月に、発生主義会計に多少慣れた担当者から、再度未経験者が決算事務を担当することになりましたが、不慣れな中で、その職務を遂行した努力を多とするところであります。

次に、決算において、発生主義会計の基本である未収収益及び未払費用が計上されておられません。これは受取利息もしくは支払利息の期間計算に関するものですが、継続性の原則と重要性の原則から、現金収入による会計処理は適切なものであると認めたとところであります。

決算資料の一番後ろから2番目に、水道事業の借入の明細があると思いますが、その一番右側を見ていただくと、利払い期が3月20日とか、3月25日になっております。御代田小沼水道事業会計決算書の最後、企業債明細書。これの一番右側。利払い期が3月25日。ということは、あとの5日分は決算期で見ると、本当は計上しなければいけない。でも、5日分ですから、今のここに書いてある金額で計算すると、全部計算しても10万円少しかったです。重要性の原則ということから、載っていないけれども妥当であるということでございます。

3番目は引当金に関することでございます。水道事業の主要設備である給水管は地中に埋設されており、目視は困難です。このため、具体的な漏水以前の補修箇所を発見することは不可能に近いといわざるを得ません。しかし、給水量と有収給水量から見ても、どこかで要補修箇所が潜在的に発生していることは否めないところではないでしょうか。そのためにも、発生主義会計の引当金制度による修繕引当金を、次年度から採用すべきであると考えます。

なお、御代田小沼水道事業は公営企業体として、複式簿記による発生主義会計が採用されていますが、関係者には未経験の分野であり、決算の取りまとめに苦慮されたことと思います。一般会計においても、数年のうちに複式簿記が導入されることは、総務省でも、今から人材の育成に取り組まれるよう推奨しております。当町においても、これへの教育をはじめとする一連の対応を準備されますことを、こ

の機会に要望するものでございます。

以上をもちまして、御代田町一般会計等、及び公営企業としての御代田小沼水道事業の決算審査の報告を終わらせていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古越 弘君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後 2時59分）

（休 憩）

（午後 3時11分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第20 議案第80号 平成28年度御代田町一般会計

補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第20 議案第80号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の27ページをお開きください。

議案第80号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案についてご説明をいたします。次の一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,292万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億711万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

2 ページからの第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、本日お示ししております資料番号 3 の方で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入からご説明をいたします。

款 9 地方特例交付金。こちら 4 0 万 5, 0 0 0 円のマイナスでございますが、交付額確定による減でございます。

1 3 使用料及び手数料、項 1 の使用料は 7 4 万 9, 0 0 0 円でございます。こちらは上ノ林霊園返還に伴います新たな永代使用料 1 件分を計上させていただいています。

1 4 国庫支出金、項 2 の国庫補助金 3 3 3 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。社会保障・税番号制度のシステム整備に係ります国庫補助金として、4 1 3 万 2, 0 0 0 円等を補正をお願いしてございます。

款 1 5 県支出金、項 2 県補助金。こちらは 7 9 万 7, 0 0 0 円のマイナスでございます。子ども・子育て支援の交付金、こちらは内示等の額、減額になりまして 8 0 万円の減額をお願いしてございます。項 3 委託金につきましては、こちら工業統計調査の委託金確定によります増額でございます。

1 7 の寄附金につきましては、1, 9 4 0 万 9, 0 0 0 円の増額をお願いしてございます。こちらは、ふるさと納税寄附金で 1, 8 4 1 万円の増額をお願いしてございます。昨年 9 月から返礼品を始めまして、本年も 7 月末まで好調に推移しております、1, 8 4 1 万円増額の見込みをしてございます。

そのほか指定寄附金ということで、町内馬瀬口の在住の方から、教育のためということで 1 0 0 万円ご寄附をいただいております。増額をお願いしてございます。

1 9 の繰越金。2 億 5, 7 3 3 万 6, 0 0 0 円の増額をお願いしております。繰越確定によります増額でございます。

2 0 諸収入、項 4 の雑入。2 8 万 8, 0 0 0 円の増額でございます、こちらはその他雑入、あるいは経営体育成支援の補助金の返還金ということで、増額をお願いしてございます。

2 1 款の町債は、1 億 2, 7 0 0 万円の減額ということでございますが、臨時財政対策債確定によりまして、1, 3 0 0 万円の減額、繰越金確定によりまして、庁舎整備事業債、こちらの方を 1 億 1, 4 0 0 万円減額させていただくものとしてございます。

以上、歳入合計1億5,292万3,000円の増額でございます。

2ページをお願いいたします。歳出の補正になります。

こちら主なものを申し上げます。2款 総務費、項1の総務管理費、2,686万6,000円の増額でございます。こちらは先ほどの歳入でも説明をさせていただきました、ふるさと納税特典事業委託料としまして、993万4,000円。増額、ふるさと納税寄附金増額からこの特典事業委託料を除いたものにつきましては、ふるさと創生基金への積立金として、847万6,000円を増額してございます。

款3の民生費、項1の社会福祉費228万3,000円の増額でございますが、国保会計、介護保険会計、それぞれ補正をお願いしてございまして、一般会計からの繰出金を計上させていただいております。

一番下に臨時福祉給付金国庫補助金の返還金、こちらは清算によります前年度収入のありましたものについて清算をいたしまして、返還するものでございます。

項2の児童福祉費229万8,000円でございますが、こちら児童手当27年度に収入になっておりました交付金につきまして、清算で117万8,000円返還するというものでございます。

一番下の園庭遊具設置工事でございます。199万8,000円。こちらは昨年、ふるさと納税寄附金をふるさと創生基金の方に積立をしてございました。本年度この寄附金をいただいた部分で事業実施するものについて、各課から提案をしていただきまして、雪窓保育園の遊具設置ということで、こちら増額の補正をさせていただきました。

款4の衛生費、項1の保健衛生費358万4,000円のマイナスでございます。こちら職員の人件費を国保会計へ組み替えております関係で、マイナスの補正額となっております。主な増額の補正につきましては、予防接種等の医師委託料で136万8,000円。あと、支障木の伐採補助金80万6,000円ということで、こちらは豊昇区からの要望事業となっております。

項2の清掃費は、114万2,000円のマイナス、減額をお願いしてございます。マイナスになった要因としましては、浅麓環境施設組合の負担金減額によるものでございますが、増額、井戸沢最終処分場の作業委託料ですとか、ごみ集積所の移設あるいは解体工事の計上をお願いしてございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、36万2,000円をお願いしてあります。

有害鳥獣対策の補助金30万円でございますが、電気柵等の設置に係る補助金の増額でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

款10 教育費、項2の小学校費、こちらで315万1,000円をお願いしてございます。先ほど、ふるさと納税寄附金の関係での補正がございましたが、施設改良工事につきましては、ふるさと納税寄附金の事業として、新たに補正を組ませていただきました。その真ん中の備品購入費118万円でございます。その他の指定寄附金、100万円いただいた関係で、こちらは南北小学校の多目的ひな壇の購入ということで、それぞれ補正をお願いしてございます。合計で118万円の補正をお願いしてございます。

社会教育費では、181万2,000円でございます。エコールの一般修繕料、あるいは施設修繕料、こちらが不足すること。あと、図書館のホームページの更新業務委託料として、118万8,000円でございますが、こちらもふるさと納税の寄附金事業として増額をさせていただきました。

最後に12款の公債費でございます。1億1,900万2,000円の増額でございます。町債の償還元金の補正をお願いしました。こちらは前年度からの繰越金2分の1以上にあたります繰上償還を1億7,726万7,000円行いたいというものでございまして、不足する額をここで補正をお願いしてございます。

今回、町内金融機関から借り入れた銀行等引受債の繰上償還を考えております。19年から23年度に借り入れたものであります。今年度の利子負担軽減、約300万円負担が軽減されるということになっております。歳出合計1億5,292万3,000円でございます。

予算書の5ページにお戻りいただきたいかと思っております。第2表の地方債補正でございます。こちらは当初の臨時財政対策債一般単独事業債の限度額の変更を行うものでございます。臨時財政対策債は2億4,200万円に対しまして、1,300万円の減額で、2億2,900万円とするものでございます。一般単独事業債、こちらは庁舎の整備事業に充てる記載でございまして、8億3,020万円の限度額を7億1,620万円に1億1,400万円減額をするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じで変更はございません。

説明は以上になります。よろしくご審議の方をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番 市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。議案書の18ページになりますけれども。款4 衛生費、目1の塵芥処理費なんですけれども、今、企財課長の方から説明があったように思うのですが、説明のところの井戸沢最終処分場内作業委託料、71万6,000円というのが増額になっていたもので、当初の計画よりも何か新たな作業委託料が増えたのかなと疑問に思ったのですが。今、企財課長の説明だと、組み替えだと説明されたでしょうか。その辺について、お願いしたいのと。

その下のごみ集積所の移設解体工事というのがあるわけですが、どんな理由で移設になるのか。それでまた、新しい一般廃棄物集積所のハウスというのが計上されているのですが、どこの場所なのかというところもお願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それではお答えいたします。

井戸沢最終処分場の場内作業委託料の増額理由でございますが、井戸沢最終処分場では、平成16年度から2名の臨時職員を委託業者の方をお願いしてまいりました。当時は最終処分場で搬入手数料として現金を直接取り扱う業務があったため、町職員を配置する必要がございました。

しかし現在は、最終処分場で直接現金を取り扱う業務がなくなったため、今回、町臨時職員の雇用期間の更新時期が10月1日でございますので、それ以降の半年間の更新を行わないということといたしました。

また、最終処分場では、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事実上の業務もございますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、専門的な資格を有する技術管理者を置かなければならないと定められておりますが、この技術

管理者の資格は、受託業者の職員が有していてもよいということでございます。

以上の理由によりまして、補正予算書18ページ、右側の説明欄、上から2行目と3行目が関連していますが、以上の理由によりまして、臨時職員賃金の71万5,000円を減額しまして、その下の場内作業委託料ということで、71万6,000円を組み替えということでございます。1,000円の差額につきましては、端数調整によるものでございますので、よろしくお願いいたします。

それともう1点の、集積所の関係です。整備の関係ですが、今回、3件の集積所の整備をお願いしているものでございます。1件目は児玉区の飯綱タウン南側の集積所でございます。近年、宅地化が進み、使用世帯数が増えまして、集積所の容量が小さすぎて不足してきていることから、既存の集積所を、希望がありました向原区の方に移設しまして、児玉区の方は現在より大きな集積所に変えるものでございます。

2件目につきましては、その児玉区のものに向原区へ持っていくわけですが、こちらの向原区への移転先につきましては、しなの鉄道より北側になるのですが、軽井沢町との境界近くの民間の分譲地に設置されている集積所でございます。

既存の集積所は古くて、ブロックでつくられているような状況です。扉が腰高ぐらいまでしかなくて、上が空いている、密閉されていない状況ですので、今まではネットをかけて、工夫をしていただいていたのですが、どうしても隙間から動物等に荒らされまして、ごみが散乱してしまうというのが現状でございます。今回、このブロックづくりの古いものを取り壊して、1件目の児玉区の小さくなったものが新しいですので、それに向原区の方に設置するというものです。

3件目につきましては、平和台区の旧公民館、元公民館の敷地内に設置されているものでございます。現在は一部が旧公民館の敷地はバラ園で、駐車場とバラ園のような形になっているのですが、そこに既存の集積所があるんですが、こちらも分譲当時にブロックでつくられたもので、隣接している町道ぎりぎりに、大きな段差が一段ついて、ブロックの集積所が設置されているというところでございます。

現在、特に高齢者の皆さんには、集積所の奥までぽんと投げ入れる、大きさは十分な大きさがあるのですが、段差がついているために奥まで投げ入れることができない。上って奥へ入れていくことにつきましても、かなりの段差があるので、その乗り降りでも、特に高齢者の方々がけがでもされたら心配だということが平和台区

からの話がありました。

平和台区側からは、道路側の方に中間にステップを一段つくってもらえればいいかなという要望があったのですが、このステップ自体は道路敷に飛び出して道路敷のところにステップをつくるという形になってしましまして、十分なステップ幅を取ると、今度は車の通行に影響が出るというような立地になっています。

この際、集積所自体もブロックづくりで古いので、そちらの方はその敷地内、旧公民館の敷地内の奥の方に新しい集積所をつくりまして、車で旧公民館の駐車場、跡地の駐車場にとめて、そこからステップなしで入れていただく。そうすると、歩いてくる高齢者の皆さんも、段差がなくレベルでつくって、そこへ入れるというふうに整備をしていきたいと考えているものでございます。

以上とおおり、緊急にやっていきたいというような状況がありますので、3件の集積所でございますが、今回、補正でお願いしているところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 13番 池田健一郎です。

1点、お聞きしたいのですが、予算書の17ページにございます環境衛生費の中の支障木伐採補助金というのが80万ほどございますけれども、これはどこのどれというような、場所を限定したあれで多分あろうかと思えますけれども、それと、それから、こういった事業、伐採事業に対して、どのくらいの補助率でこれが、この80万円が構成されているのか。その辺をお聞きします。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まずはじめに場所ですけれど、豊昇区から要望がありました件でございます。こちらから、役場の方からいきますと、トンネルを出て、すぐ右側に大きなお寺の山があるわけですが、そのところに現状は舗装はされていないのですが、町道敷4メ

ートル少しぐらいの幅の公図上では町道敷が、ずっと公民館、新しく世代間交流センターの裏側へ出ていくような公道がございます。

こちらが、人が歩く程度にはなっているのですが、竹やぶがものすごい状況になっておりまして、その竹やぶを切っていただきたいという要望がございました。

こちらの方とあわせて、新しく世代間交流センターに上っていく花壇が左側にできているのですが、ここの上のところにも、やはり竹やぶがかなり荒れた状況になっておりまして、そこもあわせて切っていただきたい。その要望自体は豊昇区からなんです、場所は2カ所になります。

今回、相当大きくなった竹を、とにかく切っていただきたいということで、一度切っていただければ、その後、タケノコでぼこぼこ出てくるのは、区の中で今後は簡単に刈れるので、整理していきますので、とにかく一度だけ、ぜひともお願いしたいという要望がございました。

もう1点の補助率の件でございますけれど、こちらは実は、当初予算のときでしたか、面替区からの要望で、焼却炉建設に対する面替区からの要望書というのがございまして、そのなかに、佐久の方から面替区へ向かってくる県道の南側、平尾山斜面側になるのですが、そこが冬場、雪が降ると特に凍って、日陰になってなかなか融けないので、公道境の木を切っていただきたいという要望書が提出されていまして、そちらにつきましては、焼却炉絡みもございまして、町長特認として、10分の10で、当初予算で補正を組んでおりました。

その同じ款項目のところ、豊昇区からもやはり、要望書という形では竹を切ってもらいたいという要望書はなかったのですが、面替区もそういうふうな10分の10でやっていただけるということであるので、豊昇区の方も当然、ほかの項目ではありますが、焼却炉絡みで要望書が出てきておりますので、こちらの方も町長特認で10分の10の補助ということで、豊昇区から業者の方に、面替区もそうなんです、豊昇区、面替区から業者の方に委託していただいて、実際にかかったお金を10分の10で区の方で補助していくという内容になっております。

面替区の方は、焼却炉の要望書絡みで具体的にあつたものということと、今回出てきたものも、焼却炉の整理に関する要望書の範囲の中でということと、同じように対応できないかという要望がございましたので、理事者会等で諮りまして、面替区と同様の対応をとりたいということと、同じように3項目のところを業者の

方の見積もりを取りまして、増額補正を今回お願いしている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 今の80万という金額は、いわゆるクリーンセンター絡みの要求の中ですので、全額かかるものを補助するよという考え方でよろしいわけですね。当然これは、見積もりなどがそれぞれ出ていることと思いますが、私も町の中を歩いて、県道でも町道でも大きな枝がぱっとかかっているような場所が何カ所もあるので、もしかしたらそういったところからの要望が出て、そしてそのこれだけのあれがいくのかなというようなことを考えたのですが、そういうふうな場合に、どのくらいの補助率でそれなりに対応するようなあれになるのですか。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 原則的に、私が答えていいのかわからないのですが、建設水道課、道路敷の支障になるものについては、民地からの枝については、建設水道課の方から写真を撮って、こういう状況ですので、あくまでも個人の責任において、伐採してくださいというお願いをしているものですから、民地から出ている、道路に出ているものを切るという場合には、原則的にはその所有者の管理の責任においてやっていただくものと考えております。

今回は焼却炉、特に迷惑施設を近くの方にとということもございまして、たつての希望がございまして、先ほども申し上げましたとおり、理事者会に諮りまして、あくまでも。当然、補助金は2分の1以内という原則もございまして、ただ、町長督励ということもございましたので、焼却炉の絡みでというところで、この豊昇区と面替区からの要望に限定して、今回取り組むということでございますので、ほかのところと同じような対応ができるかという、そういうものではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13番（池田健一郎君） わかりました。こういったそのあれは、要は民地のものは、それぞれ持ち主にやってもらうことですよということ、それから、そうでないものは、2分の1の補助を受けて、申請して手続きをとる必要があるよというふうな解釈でよろしいですね。

はい。ありがとうございました。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 2 1 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 2 1 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは議案書 2 8 ページをお願いいたします。議案第 8 1 号 平成 2 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出いたします。予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 2 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4, 1 9 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 5, 9 5 0 万 8, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは 2 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金でございますが、前年度特定健康診査国庫負担金確定に伴う追加交付分といたしまして、補正額 1 1 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。項 2 国庫補助金でございますが、国保制度改正に伴うシステム改修

費用に対する補助としまして、９９万円の増額でございます。

款５、項１ 療養給付費交付金でございますが、退職者医療費給付費交付金でございますが、交付決定によりまして、２２７万９，０００円の増額でございます。

款９ 繰入金、項１ 他会計繰入金でございます。保健事業実施に伴い、職員２名分の人件費を一般会計から国保特別会計へ組みかえるため、交付金との差額分としまして、２３３万７，０００円の増額でございます。

款１０、項１ 繰越金でございますが、前年度繰越金額確定に伴いまして、２億３，６２７万６，０００円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額２億４，１９９万５，０００円の増額でございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。歳出でございます。

款１ 総務費、項１ 総務管理費から款２ 保険給付費、項１ 療養諸費、款８ 保健事業費、項１ 特定健康診査等事業費は、財源変更でございます。

款８、項２ 保健事業費でございますが、補正額６３３万７，０００円の増額でございます。保健事業実施に伴い、保健師と管理栄養士の賃金を一般会計から組みかえるためのものがございます。

款１０ 諸支出金、項１ 償還金及び還付加算金でございますが、平成２７年度の療養給付費等国庫負担金返還金額確定によりまして、１，０３０万４，０００円の増額でございます。

款１１、項１ 予備費でございますが、２億２，５３５万４，０００円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額２億４，１９９万５，０００円の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

内堀恵人議員。

（１１番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 11番 内堀恵人でございます。

今、説明がございましたけれども、2ページの繰越金、2億3,627万6,000円。これは27年度の決算のときに説明がございました。2億4,600どのぐらいですか。非常に内容的によくなってきたのかなと、こんな気がするわけですが、現状と今後の見通しについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、現状と今後の見通しということでございますが。今後の見通しについては、なかなかこの場では、いつも申し上げているように何とも言えないというふうなことになってしまいますが、現在の支払状況の事について、答えさせていただきます。

平成28年5月から9月の支払分の一般療養給付費の状況でございますが、月平均7,142万5,000円でございます。これは過去5年間の中で、平成26年度が非常に高く、月平均7,392万5,000円ございました。また、平成27年度につきましては、7,224万5,000円でございますので、それを下回っておりますけれども、過去5年間の中では3番目に高い金額になっております。

今後の見通しでございますが、被保険者が心臓、心疾患の手術、また脳血管疾患の手術、悪性新生物等で入院をされ、治療をされた場合には、高額になることが予想されております。現にこの9月の支払いでございますが、7,957万2,000円ございました。

これは8月の支払分よりも、1,387万2,000円の増となっております。これを各月単位の支払いで見ましても、過去5年間の中の月単位で、2番目に高い金額となっております。このことから見ましても、やはり今後の推移を見ていかなければ、国保については何とも申し上げられない状況でございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 今、現状というか、支払の内容の説明を受けました。先にこちらの方を聞いた方がよかったかなという。町長にお聞きをしたいと思いますけれども、昨年、2億4,000万の黒字が出てきているという状況の中で、町長が議員

時代に、たしか基金が2億ぐらいあったときに、保険料を下げたらどうだというような提案をしたというような話を聞いております。

そういう状況の中で、今回、2億4,000万ぐらい出たという状況ですので、町長、そんな気持ちは、下げるような気持ちはあるのか否か。お聞きをしたい。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

私どもがこの保険料を22%値上げをするという議論を町として提案をさせていただいたときに、試算をお示しをさせていただきました。そのなかで、この22%の値上げについては、平成30年度に県がこの国保を統一的に運営するというのが平成30年になっておりましたので、そこまでの間に、どのように運営していくかということで、当時、22%の値上げと、それから法定外繰入として年間2,000万円の繰入を行うことで、なから、平成30年までは運営ができるだろうという想定のもとに、これはセットで行ってありまして、単年度どうなるかという試算ではなくて、平成30年度までの試算の中での運用というふうに説明させていただいたかなと思っております。

現状のところ、私としましては、この間の一定の健康なまちづくりということで、検診の受診や、それから健康相談に対する指導の強化、その他、保健福祉課として健康なまちづくりというものを実施してまいりましたが、その一定の成果とも言えるのかなというふうに思っていますが、しかし、現状、それが安定した状況にあるのかといえば、非常に不安定な状況にもあるというふうに見ることが妥当かなと思っております。

したがいまして、こうした2億を超えるような、現在、余剰金といいますか、状況になっておりますけれども、これにつきましては、当初の計画である平成30年ということ、結果を見た中で、どのような対応ができるかということは、その時点で判断したいということでありまして、現状、今の状況が安定した状況ということととらえるのは、まだ時期が早いかなと思っておりますので、そんなことで計画的には対応していきたいというのが私としての考えです。

以上です。

○議長（古越 弘君） 内堀恵人議員。

(1 1 番 内堀恵人君 登壇)

○ 1 1 番 (内堀恵人君) 年間 2, 0 0 0 万を繰り入れているという状況の中で、町長、この 2, 0 0 0 万も、現状、安定してきていると。2, 0 0 0 万を繰り入れなくもいいのではないかというような気が私はするのですけれども、そのところはどうか。

○ 議長 (古越 弘君) 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○ 町長 (茂木祐司君) 今、説明させていただきましたとおり、この値上げと法定外繰入については、平成 3 0 年までを想定した試算の中で実施をしていることでありますので、そこまでの状況を見た中で、次のステップについて判断するようにしたいと思います。今、こういういい状況にありますけれども、では来年、それが一気に落ち込んだ場合にどうするのかということで、やっぱりやらなかったりのようなことを繰り返すのではなくて、まずは当初の計画どおり、平成 3 0 年までは今のままの制度で運用させていただいて、その結果を見た中で、次の段階にどのように対応するかについては、検討させていただくことになってまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 議長 (古越 弘君) 内堀恵人議員。

(1 1 番 内堀恵人君 登壇)

○ 1 1 番 (内堀恵人君) 今の町長の答弁の中では、下げる気持ちもないと。2, 0 0 0 万を繰り入れて、やっていくという答弁でございますけれども、当初の、町長、議員時代の気持ちとは変わったということでもいいのかな。とらえ方で。

○ 議長 (古越 弘君) 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○ 町長 (茂木祐司君) 今回、起きていることについては、通常でありますと、2 億を超えるお金ということになれば、具体的には基金に積むということが、今までからいえば妥当な対応かと思っておりますけれども、基金に積むのではなくて、全体として予備費という形で、次年度に対しても安定的な運営ができるように対応させていただいているのは、今、申し上げましたとおり、この国保会計の安定的な運営というものをきちんと見据えた中で、当然、私どもとしては、健康なまちづくりというこの事業について、更に本来の目的が達成できるように力を尽くすわけですが、現状はま

だそれが安定した状況にあるというふうに判断するにはまだ、事業をやった年数を考えても、まだそういう判断ができる状況ではありませんので、当面、現状のまま、推移を見守るといいますか、推移を見て判断をするというのが、妥当な判断だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 内堀恵人議員質問中ではありますが、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合であらかじめこれを延長します。

内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 3回目ですので、これでやめたいと思いますけれども、いずれにしても、状況はいい状況になってきているかなと。私の方も少し安心というか、そんな気もするところであります。

いずれにしても、議員時代に町長がそういう意見を出したというから、今はどうなのかなと。少しでも下げれば、またちょっと違うのかなと。そんなつもりで質問をいたしました。

終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第22 議案第82号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第22 議案第82号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書29ページをお願いいたします。

議案第82号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について。地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出いたします。予算書1

ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,171万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金でございますが、補正額でございますが、前年度の地域支援事業交付金確定に伴いまして、162万1,000円の減額でございます。

款5、項1 支払基金交付金でございますが、前年度の介護給付費交付金と地域支援事業交付金額確定に伴う追加交付分としまして、202万2,000円の増額でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金。前年度の介護給付費確定に伴う追加交付分としまして、85万円の増額でございます。項2 県補助金、前年度の地域支援事業交付金確定に伴いまして、81万円の増額でございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金でございますが、71万1,000円の減額でございます。地域支援事業繰入金の28年度の上限額確定に伴うものが、減の主なものでございます。

款9、項1 繰越金でございますが、前年度繰越金額の確定に伴いまして、3,215万3,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額でございますが、3,188万3,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1 総務費でございますが、補正額でございます。国保連合会のインターフェース個人番号追加対応によるシステム改修によりまして、9万9,000円

の増額でございます。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費でございますが、コーディネーターを臨時職員賃金から委託料に移行し、今後の活動の見通しを試算しまして、53万6,000円の減額でございます。項3 介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、国保連合会審査支払手数料としまして、4万9,000円の増額でございます。

款5、項1 諸支出金でございますが、前年度の介護給付費、国庫負担金、県負担金の確定に伴う返還金としまして、982万円の増額でございます。

款8、項1 予備費でございますが、2,245万1,000円の増額でございます。補正額でございますが、3,188万3,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第83号 平成28年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第23 議案第83号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の30ページをお開きください。議案第83号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり、提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田小沼水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第1条 平成28年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2ページにもございますように、第51款 水道事業費用、第1項 営業費用といたしまして、1億5,964万3,000円に対しまして、141万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらは、排水及び給水費として、主に修繕費の、2年度6月までに検満となっている量水器の取りかえ費用の増額補正をお願いするものでございます。

第2項 営業外費用といたしまして、1,635万円に対して、86万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。主に、過年度歳出還付見込額を雑支出としての増額、それと27年度の確定申告納税額と、28年度の間納付額の確定による増額が主でございます。

予備費に対しては、増減はございません。したがって、補正額の合計は、227万9,000円となり、総合計につきましては、1億7,877万2,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(古越 弘君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第24 報告第7号 平成27年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について――

○議長(古越 弘君) 日程第23 報告第7号 平成27年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の48ページをお開きください。報告第7号 平成27年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明をいたします。次の49ページをご覧ください。失礼しました。32ページです。議案書も間違っています。31ページをお願いしたいかと思えます。

それでは、32ページ、27年度の御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を次のとおり報告する。

1番としまして、健全化判断比率。実質赤字比率につきましては、一般会計、小沼財産管理、住宅新築資金、以上の3会計におけます赤字額の標準財政規模に対する割合です。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、こちらは御代田町の一般会計、特別会計等、全体の赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。両会計とも赤字は出てございませんので、数字は数値なしという状況になっております。

続きまして、実質公債費率でございます。こちらは4.5となっております。実質公債費率につきましては、地方公共団体全体ということで、一般会計、特別会計と、あと、広域連合などの一部事務組合を含めた公債費の負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して、実質的に公債費として支出をした額の割合を算定したものでございます。

町の公債費、一般会計、特別会計の公債費のほか、広域連合等の一部組合へ支出している繰出金ですとか負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定をしております。今回の4.5につきましては、平成25年度から27年度の3カ年の平均で、4.5%となっております。昨年度数値から、0.5ポイント増となっております。

続きまして、将来負担比率です。こちらは町全体と一部事務組合、あるいは土地開発公社等の持つ負債のうち、基金や特定収入等でまかないきれない部分に対して標準財政規模に対する割合を出すものでございます。こちらは将来負担が見込まれる額に対しまして、基金の残高、あるいは充当可能な財源がそれを上回るというた

め、数値なしという状況になっております。

続きまして、2番の資金不足比率でございます。こちらは町の公営企業会計4会計において、単年度資金に不足は生じていないといったため、それぞれ数値なしという状況になってございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で報告事項の説明を終わります。

監査委員より財政健全化審査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

ただいま、課長から説明があったのと、内容的に重複する部分がありますけれども、よろしく願いいたします。

まず財政健全化法第3条の審査意見であります。第3条関係の意見書は、お手元定例会資料33ページに記載してございます。

私と議会選出の笹沢監査委員とが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が、法令に準拠して適正に作成されているか。またこの資料に基づいて算定された健全化判断比率は、正確なものであるかに主眼を置いて、財政健全化審査を行いました。

次に審査の結果であります。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率等の財政健全化比率はいずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成27年度の御代田町の一般会計に、健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字が計上されておられません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち、標準財政規模に対する一般会計等も、実質赤字額の割合であり、実質赤字比率は、町

の全会計の実質赤字額の割合である、連結実質赤字比率、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定されておられません。

次に、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営に弾力性の度合いを示す指数であります。当町では4.5であり、前年度より0.5%上昇、ある意味では悪化しており、これは3年間の単年度数値の平均値として算定する関係から、平成24年度単年度の4.9%が計算対象から外れ、元利償還が過年度より多かった平成27年度の単年度6.5%が新たに計算対象になったことによるものです。

ちなみに、この決算書の後ろの方に決算の説明がありますけれども、その6ページ、351ページの後をご覧ください。356ページですか。決算に関する説明資料というページ。その右側が1ページになっています。これの6ページの真ん中に各単年度の実質公債費比率というものが5つ記載されています。このうちの24年の4.9を外して、27年度の6.5を足した結果、3年の単純平均は少々悪化している。悪化している理由は27年度に公債の償還額が多かったというようなことになろうかと思えます。

ただ、そうは言いましても、財政健全化計画を作成すべき基準比率というのは、25%ですから、今後も元利償還金が増加傾向となりますが、当面は問題ないと考えます。

ちなみに当町のこの実質公債費比率というのは、県内他町村と比較しても、58町村の中で2割ぐらいのランクの中に入っていますので、また、記載の許可手続になるあれが18%といますから、まだまだ問題はないと、このように考えております。

次いで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であり、この将来負担率も分子となる将来負担額の数値が算定されておりますが、財政健全化を作成すべき基準は350%ということですから、これにつきましても、問題はございません。

以上が財政健全化法第3条の審査意見であります。なお、意見の中の4つの健全化判断比率の定義につきましては、ただいま申し上げた決算説明の18ページ、19ページに詳細が説明されますので、機会がございましたら、ご参照いただきました

いと思います。

ちなみに、ただいま申し上げました審査意見は、私と笹沢監査委員とが健全化法第3条2項に定める合議により決定したものでありますことを、念のため申し添えさせていただきます。

次に、同じく財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。この22条関係の意見書は、お手元定例会資料最終ページ、34ページに記載されています。

平成26年度から御代田簡易水道特別会計、小沼簡易水道特別会計は統合し、受益者負担を原則とする地方公営企業として発足しました。この御代田小沼水道事業及び下水事業等の3公営事業の財政健全化法22条第1項に定める資金不足比率に関する審査にあたりましては、健全化法第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしましたところ です。

すなわち、御代田小沼水道事業の資金不足比率は適切に算定されたか、また算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかについて、審査いたしました。

審査の結果は、基礎資料が適正に作成されており、この資料からは、公営企業いずれも資金不足はなく、したがって資金不足比率につきましては、数値が算出されてございません。このことから御代田小沼水道事業等について、資金面からは是正改善を要すると指摘すべき事項は、特段ございませんでした。

以上、御代田町の御代田小沼水道事業等、4つの公営企業に関する財政健全化法に定める審査報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古越 弘君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成27年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっています議案第67号から議案第83号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第25 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める

長野県と国への意見書の提出を求める陳情について――

○議長(古越 弘君) 日程第23 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県と国への意見書の提出を求める陳情について。お手元に配布してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議を願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時25分